

### 第37回 大分県事業評価監視委員会

日 時：平成27年7月28日（火）10:00～15:00

場 所：大分市大手町3丁目1番1号 県庁 14階 大会議室

議 題：公共事業評価（再評価6件、事後評価3件）

出席委員：小倉委員長、安部委員、島田委員、杉浦委員、姫野委員、廣戸委員、  
田中委員

対象事業：

1. 【事後評価】 地域水産物供給基盤整備事業 美濃崎漁港 （県事業）
2. 【事後評価】 広域営農団地農道整備事業 大野南部地区 （県事業）
3. 【再評価】 地域用水環境整備事業 日出生地区 （県事業）
4. 【事後評価】 竹田水害緊急治水ダム建設事業 稲葉ダム （県事業）
5. 【再評価】 竹田水害緊急治水ダム建設事業 玉来ダム （県事業）
6. 【再評価】 広域河川改修事業 大野川 犬飼地区 （県事業）
7. 【再評価】 道路改築事業 国道212号 香々地～真玉バイパス（県事業）
8. 【再評価】 道路改築事業 国道212号 日田拡幅 （県事業）
9. 【再評価】 道路改築事業 中津高田線 今津工区 （県事業）

---

開会

---

《事務局》 皆さんおはようございます。若干早いですけども、最初に事務局からのお話などありますのでこれで始めさせていただきたいと思っております。ご了承願います。それでは、ただ今から第37回大分県事業評価監視委員会を開催いたします。私、事務局の岩崎と申します。よろしく願いいたします。まず、今回の委員会の成立についてご報告申し上げます。大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第2項の規定では、委員の過半数が出席しなければ開催することができなくなっておりますが、本日は9名のうち7名のご出席をいただいておりますので成立しているということをご報告申し上げます。それでは、委員会の開催にあたりまして土木建築部長の進からご挨拶申し上げます。

《進部長》 皆さん、おはようございます。小倉委員長さんをはじめ各委員の皆様には、ご多忙の中、また、暑い中、本委員会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。公共事業、大変見る目が厳しくなっております、我々もそういう目で

色々と資料を作り、事業実施に向けて準備してきてるわけでございます。今回、案件の中に補償関係で予算が膨らんでいるというものがございました。我々としても、この2件でございますけれども、これは問題だというふうに認識をしてるところでございます。その案件につきましては、今、内容的に精査をしておりますが、今後もこうしたことが起きないように事前に十分なチェックと体制を組んで、皆さんの信頼を損なうことがないように、また、県民の皆さんからこれはと言われることがないように襟を正していきたいと考えているところでございます。また、委員の皆様には、先週、雨の中の現地調査を行って頂き、本日、9件についてご審議をいただくということでございます。事後評価3件、再評価6件ということで長丁場でございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。はなはだ簡単ですが開会にあたっての御礼のご挨拶としたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《事務局》 ありがとうございます。それでは、小倉委員長にご挨拶をお願いしたいと思っております。お願いいたします。

《小倉委員長》 皆さんこんにちは。ご多忙の中、ご遠路、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、県の皆様にはご準備ありがとうございました。第37回になります大分県事業評価監視委員会開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。今、大分県といたしまして、これからの人口減少に歯止めをかけ、そして大分県の経済状況の厳しい中で、その経済を維持発展させるということのために、将来を見据えて、適正な社会資本整備が必要という状況になっていると思っております。一方で社会保障費の増大、あるいはインフラの老朽化対策等々、地方の予算運営も大変厳しくなっております。効率化の面、それから重点化を図るということで、その事業を実施する過程の透明性の確保というものが非常に大切になっていると、そういうことでこの委員会を設置されているというふうに理解しております。そういう意味で、事業評価監視委員会といたしましても真摯な議論を行いまして、県民の期待に応えていくということが求められていると思っております。本日は限られた時間ではございますけれども、どうかよろしくお願いいたします。簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

《事務局》 ありがとうございます。ここでお断り申し上げます。進土木建築部長は、このあと庄の原佐野線の期成会の総会がございまして退席させていただきます。よろしくお願い致します。それでは、本日の審議の内容についてご説明申し上げます。本日は、知事から本委員会に諮問された再評価6件、それから事後評価3件について審議をお願いいたします。早速審議に入らせていただきます。審議における議長は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条の規定により、議長は委員長が務めるということになっていますので、これより先の議事進行は小倉委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願い致します。

《議長》 それでは議事に入ります。議事進行は、私が行わせていただきます。議事に先立ちまして、私の方で、本委員会の議事録署名員を指名させていただきます。大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第3項の規定によりまして、議事録署名委員として、安部委員様と杉浦委員様、お二人を指名させていただきますと思います。事務局の議事録作成後の審査とご署名をよろしくお願いいたします。それでは、さっそく審議に入ります。説明の方、10分間程度のご説明ということで時間を割り振っておりますので、よろしくお願いいたします。説明が終わりましてから審議に入りたいというふうに考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それから、傍聴にお見えになられている皆様方、報道関係者の方にはお願いを申し上げます。傍聴される皆様方には、入場されるときにお配りをしております傍聴要領に従いまして、静粛に傍聴をしていただきたいとお願いいたします。また、審議の内容は、個人等のプライバシーに関わる恐れがある場合には、会議の途中でありましても、一時、非公開とし、その間、退席していただくこともありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

---

【事後評価】 1. 地域水産物供給基盤整備事業 美濃崎漁港 (県事業)

---

《議長》 それでは、早速審議に入りたいと思います。事後評価対象事業、地域水産物供給基盤整備事業 美濃崎漁港につきまして、説明をお願いいたします。

《漁港漁村整備課》 漁港漁村整備課の倉橋と申します。どうぞよろしくお願い致します。それでは、美濃崎漁港の事後評価、よろしくお願い致します。

それでは、資料の2の1の4ページをお開きください。そちらの資料と同じものをこちらの画面に表示いたしますので、これに沿って説明をさせていただきます。それでは、美濃崎漁港の地域水産物供給基盤整備事業について説明します。美濃崎漁港は、杵築市大字狩宿にある、杵築市が管理する第二種漁港です。杵築市管理の漁港ですが、代行事業として大分県が事業を行っておりますので、事業主体は大分県となっております。続きまして、事業の目的ですが、漁港施設の整備として防波堤、護岸、物揚場、道路等の整備を行っております。これらの施設を整備することによって、水産物を船から陸に揚げる際の作業の効率化、就業時間の短縮、台風、冬期風浪などの荒天時において、漁船同士の接触による被害の解消等ができ、水産物生産性の向上や漁業就業環境の改善、漁業活動における安全性の向上に寄与するものと考えております。なお、補足説明ですが、水産物生産性の向上という、漁獲量の増加というイメージを持たれるかもしれませんが、漁港整備における水産物生産性の向上とは、施設整備により、漁船同士の接触による損傷がなくなり、耐用年数が延長されることに伴う漁船の減価償却費の削減、準備・陸揚げ時間の短縮など、水産物の生産に係るコストの削減や、

施設整備により、出漁可能回数を増加させるといった効果のことを言います。これらの基盤整備が実際にも漁獲量の増加につながるものであるという、そういう考え方で整備をしております。続きまして位置図ですが、美濃崎漁港の位置は大分県東部、国東半島の南側で、別府湾の北部、東側に位置しており、大分空港からの距離も近く、周辺にはマリンスポーツなどが楽しめる施設、住吉浜リゾートパークがあります。次に、漁港港勢の変遷です。当該事業は平成13年度に着工後、10年間、事業期間を経て、平成22年度に完成しています。事業着手前と完了後3年目を比較しますと、登録漁船数、組合員数、陸揚げ量ともに減少傾向にあります。これは漁業就業者の減少、高齢化や、水産資源の減少、魚価の低迷といった要因によるものが大きいと考えていますが、このような傾向は当該漁港だけでなく、県内の多くの漁港において見られている状況です。次に、今、事業計画平面図をお示ししております。今回の事業によって整備した施設を説明いたします。画面、向かって右側、漁港の右側の黒い部分は、平成12年度以前に既に完成している施設です。当該事業は、この黒色部分だけでは漁港機能が不足するというので、新たに整備を行ったものでございます。整備した施設としては、施設名としては物揚場、道路、護岸、防波堤、そして、新しく施設を作ったときの船の航路を確保するために、一部、既設の防波堤の撤去も行っております。次からのスライドで、主な施設について説明いたします。これは、丸1防波堤という名前の防波堤ですが、物揚場の前面にある防波堤です。防波堤の目的としましては、外海からの波を防ぎ、港内の静穏を確保することを目的としています。整備効果としては、静穏域の確保による漁船の安全な係留が可能となりました。用語の説明ですが、静穏域というのは、防波堤によりまして泊地内、泊地というのは、陸揚げや休憩のために漁船が係留する水域のことです。この泊地内への波の侵入を防ぐことで、穏やかな状態が保たれている水域のことを言います。次に丸2防波堤。こちらは、漁港の出入り口にある沖の防波堤です。この防波堤の目的としましては、漁港出入り口の静穏を確保し、漁船の航行をしやすくするとともに、泊地内の静穏の確保にも役に立っております。整備効果としましては、静穏域の確保、出漁機会の増加につながっております。こちらは、マイナス2.5m物揚場です。物揚場は、船を係留させ、船の休憩や漁獲物の陸揚げ、出漁の準備などを行う施設です。また、物揚場の前に付いているマイナス2.5mとは、干潮時に水深が2.5m確保できるという意味です。既設物揚場は、マイナス1.5mということで、大きめの漁船でありますと、干潮時に船底が海底に着いたりとか当たったりして、作業に支障があったということもありましたけれども、今回、水深の深い施設を整備したことによって、そういった心配もなくなり、作業の効率化にも役に立っているという状況でございます。整備効果としましては、出漁準備や陸揚げ作業における労働環境の改善ができたということです。こちらは護岸ですが、物揚場背後の用地を造成しております。この用地の造成に伴い、施工した護岸です。護岸の目的としましては、物揚場背後の用地を波の浸食から守るという目的がございます。効果としましては、物揚場背後用地の保護、越波対策につながりました。こちらは、背後の用地に設置しました道路でございます。荷さばき地

等の用地や、物揚場へのアクセス道路です。目的としましては、用地や物揚場への車両アクセスをしやすくし、運搬効率を向上させる目的があります。効果としましては、車両による運搬作業の効率化が図られました。ここで、当該事業において実施した、環境への配慮の内容についてご説明いたします。まず、建設発生土砂の有効活用です。今回、漁港施設の整備に伴い、埋め立てを行っていますが、埋め立てには、約5万2千立方メートルの土砂が必要でした。そこで、工事に伴い発生する土砂や、他の公共事業で発生した土砂を有効活用することで、残土量の抑制、県内の残土処理量の低減を図るとともに、建設コストの削減にも努めております。具体的には、床堀土砂というのが、当該事業で発生した土砂でありまして、この土砂はすべて埋め立てに流用しております。ですので、残土を外に持ち出すということは、この事業では行っておりません。そして、不足する土砂につきまして、搬入土なんです。周辺漁港の浚渫土砂を利用してありまして、具体的には大神漁港、加貫漁港、竹田津漁港、姫島村の東浦漁港から浚渫土砂を運んできて、埋め立て地に流用しております。もう一つ搬入土として、道路改良工事の発生土砂がございます。こちらが、国東市の国道213号の道路改良工事の際に発生した土砂を有効活用しております。次に施工時の環境配慮ですが、埋め立て工事着手前に環境影響の予測および評価を行いまして、環境に著しい影響を及ぼさないことを確認した上で、工事に着手しております。また、汚濁の拡散による周辺海域への影響を最小限に抑えるため、床堀などの濁りの発生する工事を施工する際には、その外周に汚濁防止膜を設置しました。さらに、埋め立てに使用する土砂は事前に検査を行いまして、環境保全上、有害とされる物質が含まれていないことを確認した上で使用しております。次に事業効果ですが、今回の漁港整備による事業効果として、防波堤の新設により港内の静穏度が向上し、さらには、港口部の波浪の遮断により、出漁の機会が増加しました。整備前は、年間で180日程度であったんですが、今回、整備後、おおむね、年間230日程度、約50日程度、日数が増えています。これは漁協からの聞き取り調査によるものです。また、物揚場の新設により、準備、陸揚げ作業等における作業時間の短縮や、作業の軽労化が図られております。時間に関しましては、陸揚げ作業については、陸揚げする施設の不足というのもありまして、実際、漁船同士の調整というのが必要になりまして、待ち時間というのが出てきます。整備前は、そういった待ち時間を含めて、1回あたり1時間半程度かかっていたのが、そういう施設を整備することによって、調整の時間と待ち時間が必要なくなりましたので、実際には、一回あたり30分程度で済むというところの時間の短縮が図られています。さらに用地造成により、漁具保管修理施設用地などの用地が確保されていますので、その用地から物揚場、そして物揚場からの積み出しや積み込みもスムーズにできるようになったということから、漁業就業環境の改善が図られたということになっております。続きまして、今後の課題および対応方針案ですが、美濃崎漁港だけに限らず、他の漁港でも言えることですが、事業実施により、水産基盤としての施設整備は完了しました。しかし、漁業就業者の減少、高齢化、水産資源の減少、魚価の低迷といった課題の改善に寄与するには、漁港整備だけでは限界があ

ります。今後は、これらの課題を解決するための他の事業との連携も踏まえた計画が必要とされると考えております。例えば、当課の事業ではございませんが、漁場環境の保全、回復や、水産資源の増大等を目的とした漁場整備の事業というのがございます。当美濃崎漁港の近隣の海域におきましても、この漁場整備の事業というのが計画実施されております。今後は、こういった他の事業の計画段階から連携して事業を実施していくということが必要じゃないかと考えております。以上を踏まえまして対応方針ですが、当該事業の実施により、漁業就業環境の改善や安全性の向上など、一定の事業効果は発現されていることから、更なる事業評価の必要性はないものと考えております。以上によりまして、事業効果は確認されたことから、事業評価を完了するとしたい。以上で説明を終わります。

《議長》 はい、ありがとうございます。ただ今、詳しくご説明いただきました事業につきまして、ご意見等、ございましたらお願いいたします。

《委員》 2の1の3に、B/Cが当初が1.5で、最終が1.07というふうに、だいぶ下がっているような様子が、他の事業もだいたい同じような傾向があるんですけども、道路の場合は残事業費でいくと上がったとかということもあるんですけど、ここらあたりをご説明いただくとありがたいと思います。

《議長》 では、説明をお願いいたします。

《漁港漁村整備課》 はい、説明いたします。B/Cに関しましては、便益の中で船の隻数というのが影響してきますので、船の隻数が事業計画をした時点から現在までで減少しております。その船が減少した影響というのが便益の方に出たというところで、B/Cが数字として下がっているというふうに考えています。

《委員》 当初の考えではこれほど下がるということは予想してなかったということですかね。パワーポイントの最初の方の表で見ると、もう、本当に下がっている様子が分かりますけれども、私の意見としては、下がっているけれどもやっぱり漁業を大事にしていくという姿勢が大事なのかなと思ってこの整備効果が上がるように期待したいというふうに思っております。ご苦労様でした。

《議長》 よろしいですか。

《委員》 事業化されたときに着任してなかったのが分からないので教えていただきたいんですけども、B/Cのベネフィットは何に基づいて、要するに、評価指標がなんなのかを教えていただければと思います。何故かと言いますと、先ほど、海洋生産性というのは生産性ってことだけではございませんというような説明もあったかと

思いますので、ベネフィットは何に基づいて算定されているのかということと、もう一つは、今、〇〇委員の方からも、私もこの事業の必要性というのは認識しておりますが、一方で、そのB/Cも下がっていることも含めてなんですけれども、これだけ下がってきた場合に何らかの予算削減措置、どのような工夫をされたのかということも合わせてお聞かせください。

《漁港漁村整備課》 最初のベネフィットのお話ですが、便益の中で水産物の生産性向上というのがございます。具体的には説明の中にも触れておりますが、特に防波堤を整備することによって外海からの波を遮断して、泊地の中の水域の静穏を保つということについてでございます。これは、特に台風などの時は、どうしても一番波の少ないところに漁船は全部集中します。それはもう、年間を通じて、台風というのは何回かしかないので、常時は空いてる場所に係留しているんですけども、そういった異常時の時は一番波の少ないところに船がぎゅうぎゅう詰めになるということです。

《委員》 ベネフィットの値が何かを教えてくださいませんか。要するに、時間ですか。時間に対するコストだと思うんですけども、それだけではないと思うので。

《漁港漁村整備課》 漁船の耐用年数にかかる分ですと、漁船の建造費に耐用年数の数字は、当初整備前は7年、整備後が10.17年。この耐用年数が上がることの便益。それから作業時間の短縮というのがございまして、数字としましては、船の隻数と準備等にかかる時間ですね、それと日数。

《委員》 単価があるってということですかね。

《漁港漁村整備課》 はい。単価がございまして。労務単価というのがございまして、これは全国の方で出している単価、統一単価を使っております。

《委員》 分かりました。ありがとうございます。

《漁港漁村整備課》 コストの件ですけれども、例えば防波堤とか物揚場とか、いろんな工法があります。例えばコンクリートを打つにしても、陸上部で作ったりとか現場で打ったりとか、形そのものも、セルラーブロックとか色々、ケーソンとか色々ある訳ですけれども、そういったものをすべて比較いたしまして、一番安いものを使っております。例えば、残土捨て、先ほどありましたように、他の工区から土砂を流用するとか、こういうことでもコストを削減しております。基本的に一番安いように、その辺は、いつも務めているところでございます。

《委員》 事業化されたときのコスト削減策は、切り詰めてしてくださってると思う

んですけれども、途中で事業額というのが増大していきますので、その過程において何らかの工夫をされたかっていう質問でございます。

《漁港漁村整備課》 事業化されてからのコスト削減の件ですが、当初、埋め立てに使う土砂については、最終的には公共事業の残土、県道路改良、浚渫土砂等を使用しましたが、当初は、まだ、そこもスケジュー尔的なものとかそういうものがあったてございませんでしたので、当初の時点では。

《議長》 何ページか、資料の中にありますか。

《漁港漁村整備課》 資料の2の1の1の中央より少し上段の、全体的な事業概要を記載している表がございまして、その工種で、①から⑦までございまして、その⑦のプラス3.5m埋め立てっていう欄がございまして。こちら、当初計画につきましては、事業費、金額が2億3400万円と計上しておりました。これが、最終的には5700万円ということで、ここについては非常に、他の公共事業の残土を流用したことでコストの削減ができた。一番ここが大きいところだと考えております。

《議長》 はい。ありがとうございました。

《委員》 ありがとうございます。そのように、やっぱり、途中経過においてどうしても増えてくる傾向にありますので、途中でも改めてコスト削減を見直していただくことがとっても重要なと思いますし、そういう取り組みも実際にされているということで、非常にご努力もいただいた事業であるのかなと思います。

《議長》 ありがとうございます。他に。

《委員》 事業効果の中で、港内の静穏度が向上し出漁機会が増加した。180日が230日になった。50日増になってますが、漁業者は資源保護のために漁業日数を減らしていく中で、こう増やしていくっていうのもいかなものかなと思うんですね。だから、増えて、その分、利益が上がっていくならいいんですが、あまりこの漁港としては生産性を伺えないんで、これは、その資源保護の観点からどういったものかなと思います。

《議長》 今のご意見に対して事務局の方からお願いいたします。

《漁港漁村整備課》 確かにおっしゃるとおりです。漁港の計画をする時点では、あくまで基準上のお話になるんですけれども、港の出入り口の波の高さが90cm以上になりますと、漁船の航行に支障があると。出漁限界波高という基準がございまして。こ

れが整備する前はこの90cmを超えているものが、防波堤を整備することによって60cm程度に波を抑えられると。これによりまして、実際に出漁が可能になるというところで考えておりましたけれども、なかなか現実のお話はおっしゃるとおりだと思いますので、そこは今後、また同じような事業をするときに考えさせていただきたいなと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

《議長》 はい。では、他にご意見は。

《委員》 今回、ハード面の事業は完了というかたちなんですけれども、今後の課題のところにもありましたけれども、やっぱりこの事業をしたことによって、事業としては完了なんですけれども、就業者の減少とか高齢化とか魚価の低迷とか様々な問題がありまして、なかなか課題の改善に寄与するには限界がある。そうしたことで、今度は、他の事業との連携も踏まえた計画が必要とされると、こういうご提案されてます。それで、先ほど少し説明がありましたけれども、他の事業と連携することによってどのような効果が発現されるのかももう少し詳しくお願いいたします。

《漁港漁村整備課》 具体的には、国東半島の東側の方に魚礁ですね。魚礁を沈めたりとか、あるいは、耕耘、搔くような事業とかそういったかたちで、いわゆる稚魚が育つとか、最終的には魚が多くなるような事業を、漁港漁村整備課じゃなくて、水産振興課の方でそういった事業を行ってます。うちの課ではそういった事業そのものがないので、メニュー的には水産振興課の方です。そういったところでございます。

《委員》 前例としては、今まではそういうことはまだないということなんですかね。これからそういうことを考えていくということなんですかね。

《漁港漁村整備課》 水産振興課の沿整事業っていう事業が、もう昔からありまして、大分県の沿岸には相当な数の魚礁が、もう、かなり座っております。で、今回、また、新たなプロジェクト事業として、ちょっと具体的な名前は忘れたんですけども、マコガレイとかそういった新たなプロジェクトを水産振興課の方で、今、ちょうど立ち上げているところでございます。

《漁港漁村整備課》 補足をさせていただきます。当漁港整備の事業は、平成22年度に完了しております。ただ、水産振興の漁場整備の事業というのも、実際、計画実施されておるんですけども、時期は、まさしく今現在行っているような状況です。事業期間に関しましてそういった、少し時期のずれというのがございますので、今後はそうではなくて、そういったスケジュール感を合わせていけたらというふうなことを考えての連携という意味でございます。

《委員》 ありがとうございます。もう一点、いいですか。

《委員》 こうした事業の事業効果は確認されたことから事業評価を完了するというかたちになっておりますけども、すごく基本的なことをお尋ねいたします。効果の確認はどのように確かめるんですか。例えば、漁業者の方に、もちろん、いろいろご意見も伺うでしょうし、数字で出てくる効果としての数字にも出てくるでしょうし、いろいろ考えられるとは思いますが、どういうことから効果が発現されていると考えるのでしょうか。

《漁港漁村整備課》 事業効果につきましては、もちろん漁業者の方に対するヒアリング調査によりまして、そこは確認。今までと比べて、この事業を行ったことで、例えば漁業就業環境も改善というのは、そういう作業がしやすくなったということもありますし、実際に防波堤を作って、泊地の中の波が以前よりも穏やかになったところも聞き取り等によって確認をしておりますし、泊地の静穏に関しましては、計算上でも小さくなることを確認しておりますので、その両方の面から効果を確認したというふうに考えております。

《議長》 今のは、〇〇さん、よろしいですか。

《委員》 ありがとうございます。

《議長》 では、他にご意見を。

《委員》 漁業者の立場で、耕耘、海を耕すっていうことは、とても重要なんですね。やっぱり畑を耕すのと同じで、畑を耕すことによって作物ができやすい、育ちやすいという環境になっていく。海も耕すことによって、そこに生物が砂に潜りやすいというような環境になっていくんで、ほんとうに耕耘事業っていうのは、とっても重要なんですね。やっぱりそれをお願いすることが多いです。だから、そういったことにより、やっぱり生態系が豊かになるっていうことがありますので、私、漁業をしてますのでそういったこともちょっとお知らせします。

《議長》 ありがとうございます。では、他に。

《委員》 今回、その連携する事業っていうのは、今のお話のように大事ななのをつくづく感じました。それで、例えば、意外とベネフィットとコストの関係っていうのは、もちろん経済の視点なんですけど、環境から言いましても、先ほどの2の1の1の表で、3.5mの埋め立てのコストが2億3千400万円から5千700万円になったと。これはとてもいいことなんですけど、その時に他の残土の、要するに

工事してるところの残土を利用したから安くなったんですけど、これはもちろん、経済的なものだけではなくて、環境の視点でも、他の工事で残土が余ったから里山を埋めようとか里海を埋めようという発想になれば環境に対してもマイナス。それをうまく連携事業ということだとか、コストを少しでも減らそうというふうなことで考えられた結果だとは思いますが、非常に環境の視点からも大事なことです。片方では、そのベネフィットの一つの要素にはなっていた出漁機会ですか、先ほど〇〇委員さんから鋭い質問がありましたけど、180日が230日になれば、きっとその分それはベネフィットが増えるだろうということだけど、先ほどの環境資源保護の観点から言うと必ずしもそちらよりもっと本当はデメリットが大きい可能性もあるわけですね。そういう意味では、今後、連携していく事業ってとっても大事だとは思いますが、本当に環境と経済の視点、この事業だけではなく、全般に言えることかもしれませんけど、今日のお話を聞きながら、同時にその視点で考えていくというのが大事だなということを感じましたのでこれは意見ではなく感想みたいなものですけど。

《議長》 ありがとうございます。今のお話、事務局の方から何かありましたら。

《議長》 何かございますか。特によろしゅうございますか。

《議長》 先生、貴重なご意見、ありがとうございました。

《議長》 他に美濃崎漁港に関しまして、何かご意見、ご質問、ございましたら。

《委員》 漁港の周辺にソーラーパネルがありましたよね。あれはどこがどういう感じで運営されているんですかね。

《漁港漁村整備課》 申し訳ありません。ちょっと調べておりません。

《議長》 よろしいですか。

《議長》 他にご質問、ご意見、ございましたら。

(一同なしの声)

《議長》 それでは、たくさんご意見ありがとうございました。ご意見もいただきまして、ご説明もいただきました。事業者の方から申しております対応方針案の、美濃崎漁港の評価の完了が妥当であると認めるということでよろしゅうございましょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、美濃崎漁港、この事業につきまして、評価の完了を妥当とすることで、この件終わらせていただきます。

---

【事後評価】 2. 広域営農団地農道整備事業 大野南部地区 (県事業)

---

《議長》 次も事後評価の対象事業です。広域営農団地農道整備事業 大野南部についてご審議いただきます。

《農村基盤整備課》 委員の皆様、こんにちは。農林水産部農村基盤整備課でございます。本日は、事業完了後5年目の事後評価ということで、広域営農団地農道整備事業、大野南部地区の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

《農村基盤整備課》 それでは、大野南部地区について説明させていただきます。写真でございますが、本地区沿線の豊後大野市三重町小坂地区の農地の状況でございます。本事業ですが、農業生産の近代化、それから農産物の集出荷の合理化。これは輸送時間の短縮、それから距離の短縮などです。それから、併せて農村生活環境の整備、こういうものを目的に建設するものでございます。採択要件でございますが、受益面積が1000ヘクタール以上、延長が10キロメートル以上などとなっておりますが、特例といたしまして五法指定地域、条件不利な離島、振興山村、過疎、半島、特定農山村地域などにつきましては、緩和要件が括弧の中に、五法指定地域は、と書いているように、緩和要件があるところです。路線の位置を説明いたします。豊後大野市三重町と臼杵市野津町、こちら側が三重町、こちら側が野津になります。で、赤で示している部分、この部分が、農林水産省の補助事業で行っております広域営農団地農道整備事業でございます、延長が8572mです。それから、黒で示している部分が、国交省の所管の1750m、建設関連区間と申します。で、合計、10322mが、広域農道の全計画です。ここで、建設関連というのはどういうものかと申し上げますと、市町村道の建設計画が、路線、重複するところにつきましては、国土交通省サイド、それから農林水産省サイドの事業を使い分けるということで、ここにつきましては、例えばこういう市町村道の計画があるという部分につきましては、国交省サイドで行ったというところがございます。本農道の位置関係なんです、起点が、今、点滅してありますが、三重町内田の県道三重弥生線でございます。それから、ここから農免農道三重中央地区という地区を経由いたしまして、国道326に至ります。それから終点側です。終点側は野津町前河内の、こちらの農免吉四六地区、それから他の農道事業を経由して、国道10号を経由、大分方面に路線が延びているところです。本地区

の概要でございます。先ほど、採択要件を見ていただいたんですが、この地区につきましては、受益面積1,471ha、それから路線延長が10kmを切ってるんですが、緩和要件で8500mですが、採択されるというような事業でございます。総事業費が、約40億になっています。工期は、平成11年から平成22年の12年間で実施し完了しております。路線の状況でございます。写真が出ましたが、豊後大野市側の起点の状況です。それから終点側の状況でございます。農道の沿線の状況でございます。表紙のところではビニールハウスが建ってる農地を見ていただいたんですが、それがこの三重町小坂になります。それから豊後大野市三重町西畑地区の状況、それから臼杵野津町東谷の状況でございます。沿線の作付状況、農道でございますから、どういう作付けがなされているかというのが重要なんですが、作付状況ですが、地域の顔となる代表的な作物、ピーマン、白ネギ、かんしょ、甘太くんという名前で、ちょっと今、大分県としては売り出してるんですが、こういうものが作付けされているということです。その他にも、米、ナス、イチゴ、キュウリ、お茶、スイートコーン、それから白菜、ソルゴーなど、多様な畑作物が栽培されております。代表的な農産物の、旧三重町それから旧野津町の取り扱い実績でございます。ピーマンについては、県内全体の44%、この地域で生産している。それからかんしょにつきましては、46%をこの地域で取り扱っているという状況です。取扱高は、本農道の建設が始まった平成11年から右肩上がりに増えているというような状況でございます。周辺の農業用施設の状況でございます。周辺にはライスセンターが3箇所あります。それから野菜の集出荷場も三つほどあります。特に野津町のこの選果場には、先ほど申し上げました甘太くんというのは、熟成貯蔵してから糖度を増してから出荷するようになってるんですが、こういうものの専用の貯蔵施設というのが設けられているところがございます。事業の効果という面なんですが、農道ですから、通作条件の改善、それから集出荷の合理化というのが主な目的となっております。先ほど見ていただきました選果場が3箇所ほど、今、黄色でお示ししているんですが、こういう選果場にピーマン、白ネギ、かんしょ、その他の作物すべて集荷されて、それから県内外のマーケットの方に出荷されるということになります。特にこのピーマン、白ネギ、かんしょなどにつきましては、約6割が京都大阪などに出荷されて、こういう選果場に集荷されたあとに出荷されているという状況です。本農道が開設される前は、こういうふうな狭い道を通ってたんですが、本農道が開設されたことによって車両の大型化が図られると。現況は、こういう狭い道、耕作道や市道の改良されていないものを通して国道などに直接出たのを、広域農道に出て、スピーディーに農産物を、そして大型車両で運ぶことができるという計画になっております。で、こちらをちょっとご覧いただきたいんですが、まだこれ、計画ですので、まだこの機械の大型化が、それぞれの農家に対応できるかというのは、ちょっとまた別の話なんですが、一応、計画としては、従来は軽四中心の輸送構成だったのを大型のトラックにかえていこうということで計画してるところでございます。本農道沿線において、農業がどういうふうに営まれているかというのを担い手の確保・育成の観点から説明いたします。認定農業者

というのは、今後、五年間の経営計画を立てて、それに基づきまして経営改善していく、それを行政もバックアップするというような、将来の大分県の農業を担っていく農業者なんですが、こういう農業者につきまして、県全体ではこの五年間で6%ほど減少しているんですが、この地域につきましては畑作を中心に、畑作もしくは畑作と水稲の複合経営の方が多いんですけれども、認定農業者が、わずか3%ですが、伸びているという状況です。それから、認定農業者の方だけではなくて、集落営農というような担い手も、また、数はそう多くないんですが、できているという状況です。それから、もう一つ担い手として、大分県としては、企業の農業参入というのを力を入れて進めていってるところなんですが、この農道の沿線に数社入っております。A社、B社につきましては、大手ドリンクメーカーにお茶の原料を出荷しております。それからC社は、スイートコーンなどの露地野菜を生産、それからD社は、先ほど来説明しておりますサツマイモ、甘太くんの原料になるサツマイモを生産しているところです。それから農業以外の波及効果の例をちょっと説明させていただきます。農業以外に、緊急時の緊急自動車の通行や、通勤通学路としての利用があるんですが、具体例としまして今回は、豊後大野市民病院、これ救急指定になってますので、この地域の方々何かあったときには、まずここに第一次搬送するんですが、ここまでの距離が短くなり、そして従来は、先ほどの農産物の輸送と同じで、狭い道を通って、この国道に出て病院に行ってたのが、この集落から、例えば三重町の方からは、スピーディーに、全部、二車線の道を通って病院の方に行けると。それで7分間短縮ということとなっております。それから環境への配慮でございます。農道を計画する際は、この地区に限らず、極力残土が少なくなるように経済的な面も考えて、もちろん、経済的な面と環境のバランスを考えてなんですけれども、路線選定を行います。ただ、やむを得ず残土が、やっぱり出ますが、この地区につきましては休耕農地のかさ上げを行うことで、極力、自然への負荷を小さくしていきたいということで、選定、残土処理してるような状況です。それから法面緑化。法面につきましては、緑化工法を極力採用してるんですが、植生マット工というものを行ってます。これにつきましては、成長の早い外来の牧草系のものと、メドハギなどの在来の草本類を配合していますが、中長期的には、周囲から飛来した在来種に遷移し、法面の緑化保護を行う計画としております。施工後5年した状況なんですけど、計画通りと申しますか、外来種から在来種へ遷移をしてる状況にあります。最後に対応方針案でございます。通作条件の改善、それから、農作物等の集出荷合理化、これは農道本来の目的です。それから併せて、こういう地域の道路ネットワーク、それから防災機能の強化という恰好で生活環境の改善に寄与しております。その結果、農業振興をはじめ、地域の安全活力発展に寄与することができているものと考えておりますので、事業の効果が確認できたということで、事業評価の完了としたいと考えております。よろしく申し上げます。

《議長》 ありがとうございます。ご丁寧にご説明いただきました。この事業につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

《委員》 受益面積に対して、地元の方々と、その集落営農の組織率が少ないように思うんですね。企業が農業参入されているという特殊性もあるみたいなんですけれども、その地元の集落営農の組織が、この数であるということの理由は何かあるんでしょうか。

《農村基盤整備課》 集落営農につきましては、どうしても水田中心になっていると思います。どちらかと言ったら、この農道の沿線というよりもちょっと北の方に、旧町村名で言ったら、菅尾とか百枝とかいう、菅尾駅というのはJRにもあるんですけども、どちらかと言うと、もっと北の方がむしろ水田地域であると。どちらかと言ったら畑作中心で、複合的に水田をやっている方が多いので、認定農業者の方が、そういうこともあって、ちょっと増える代わりに集落営農が進んでないのかなというイメージを持っております。

《委員》 ありがとうございます。もう一点、お尋ねしたいんです。こうやって基盤等はこれでできあがったみたいなんですけど、農地とつなぐ支線の道路ですね、その補完割合ってどのぐらいあるんですか。

《農村基盤整備課》 広域農道は基幹的な農道なんですけど、これを補完する農道整備事業というのが、ほ場整備でから農道を作ったりとか、あと、今、中山間地域の総合整備事業という事業が、大分県で結構やっていますけども、正にそういう、幹線ではない部分の支線農道などの整備をする事業があります。また、市町村が事業主体となって行う事業もあるんですけど、こういうものを、今後、順次入れていきたいと思っております。豊後大野市広うございますので、今ちょうど中山間地域総合整備事業という事業が3地区入っているんですけど、順次、こちらの方にも計画して、支線農道の整備も進んでいくのではないかと思います。

《委員》 まだ、あまり完備されてないということなんですね。

《農村基盤整備課》 はい。

《委員》 はい、ありがとうございました。

《議長》 はい、他にご意見、ご質問ございましたら。

《委員》 認定農業者数、22年から26年、6名なんですね、増えているのが。

《農村基盤整備課》 はい。

《委員》　そして、その年齢構成っていうか、そういったものが分かりましたらお願いします。

《農村基盤整備課》　申し訳ありませんが、年齢構成までは調べておりません。

《委員》　そうなんですか。やっぱり高齢化になっておられますか。認定者だったらまだ若いのかね。

《農村基盤整備課》　新規の認定農業者になられる方は、比較的若い方だと思うんですけど、認定農業者というのが、ある程度一定期間で更新ということになりますので、当然、何回か更新されている方の認定農業者という方は、それなりの年配の方になるうかと思っております。

《委員》　集出荷経路体制っていうのがあるんですが、これは出荷するときに個人でみんな、選果場とかに持って行かれるんですかね。

《農村基盤整備課》　はい。この地域は、多分ほとんどの方が個人で集出荷場に持ち込んできると思います。畑作物については。

《委員》　輸送の構成を見ると、2トン車がずっと増えてきたようにあるんですが、やっぱり高齢化、多分また、農業も漁業も同じだと思うんですが、やっぱり高齢者が多いんじゃないかと思う中で、2トン車で運搬するっていうのは、大変かなと思うんですね。私らの地区では、魚を組合なりが集荷に来てくれるんですね。だからそういった体制が構築できたならば、そういった農業者にも負担が軽くて済むのかなと思うんですが、そういった体制は図られないものかなと思っております。

《農村基盤整備課》　貴重なご意見、ありがとうございます。今の計画はこうなっていると意味で、現実問題として将来どうなるかは、ちょっと、状況の推移を見て、また、対応していくことなのかと思っております。

《議長》　はい。他にご意見、ご質問ございますか。

《委員》　まず、この事業そのものが農道としてだけではなくて、他の事業も組み合わせながら、非常に地域の中で有効にご利用いただけているということで、農道と通常の建設事業である道路と違い、難しいところではあるんですけども、きめ細やかなところをケアするっていう意味では、重要な基盤整備であったかなというふうに理解しました。ご説明ありがとうございます。一方で、ちょっとお願いなんですけども、

事後評価ではあるんですが、当初のB/Cのご提示が資料の方に書いてございましたけれど、今までの例では、多分、そういうのがなかったのかもしれませんが、できれば、そういうことであれば、記入していただければと。

《農村基盤整備課》 ページ2の2の3の方にチェックリストというのがあります。この中に費用対効果分析というのがあります。当初が1.11で、最終が1.49というふうにB/Cが。

《委員》 向上しているということですね。

《農村基盤整備課》 はい。

《委員》 それを事後評価書の中にも書かれるとよろしいのではないかなというふうに思います。と言うのが、事後評価書は、多分、建設政策課の方でされてると思うんですけど、昨年度、事後評価書もそうなんですけども、評価書も含めてかなり整備されて、大分県の場合はとてもよく整備されている状況にあります。ですので、そのあたりも統一いただいて、どれを見ても、どの事業についても我々が同じような見方ができるようにしていただければと思います。

《議長》 はい、ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございましたら。

《委員》 これで言うと2の2の11の方で、今後のことも考えるということもあるんですけど、この残土処理場というのは、具体的にはここに写真があつて休耕田みたいになってるところ、ここでいいんですかね。

《農村基盤整備課》 ここだけではないんですが、これは一番大きいところです。

《委員》 これは、里山の谷地、水田ですよ。の跡地というか。畑かな。

《農村基盤整備課》 ここは畑です。

《委員》 畑ですね。要するに水のつながりのことを言うときに、畑だと、まだましかなというのはあるんですけど、基本的にこれからの部分は、工区、要は生物多様性って言うと、もうゼロみたいなところだから、そこに全部入れていくという流れが多いんじゃないかなというふうには思うんですけど、是非、環境について、そういうことも意識していただきたい。経済としても、認定農業者数も103%に、要するに上がっているということは、基本的にはいい効果があるという前提でお話しするんですけど、是非、今後の部分では、工区を優先にしながら、今の畑、で、水田ということ

は水のつながりの部分があるから、そこへ要注意するとか、そういう環境へ配慮していただきたいなというのが一点と、それから今度、法面緑化の方で植生マット工法っていうのがありましたけど、それをもうちょっと詳しく。最初、外来と在来の何か入れたっていうのはマットにしてはめ込むようなかたちになるんですか。

《農村基盤整備課》 薄い1センチぐらいの厚みの張り物があるんですが、張り物をピンで留めていくようなもので、よくやられている吹付とは違って、そのまま人力で留めていくものです。その中に種と肥料がいっしょに入っているというものです。

《委員》 それは、方法としてはなかなかいい方法だと思うんですけど、その外来種を入れると、だんだん在来種になっていくということなんですけど、経験的にはパッと早めに植えたようなのは、だんだんなくなっていくというのは分かっているつもりなんです。私自身はここは調査してないから大きいことは言えないんですけど。ただ、おそらく在来種に遷移していきました。気がつくとか、かつての本当の日本の在来種じゃなくて外国のものが多いですよね。きっと、そのマットでやったものはなくなっていったんだん植生遷移でいくんでしょうけど、どうしても実際の植生、実際の農業のところで、農耕地で調べると、やっぱり外来種の方が圧倒的に多くなっているんですね。ということは、その植生マット工法というのはなかなかいいやり方だと思うんですけど、わざわざ外来種を入れるというのは、早めに緑がパッと生えるからなんじゃないかなというふうに思いつつ、結果的にその中で生き残ったのが、また、ここで言う在来種に遷移する。遷移したときには、マットに入れたものはないけど、気がつくとか日本の在来種だけじゃない、外国の種類、いっぱいありますから、わざわざ最初の段階で入れるというのは、今後の話ですけどちょっと一回検討していただければありがたいなと思います。ここに関しては、終わってしまったことなので、しかもそんなに多大な影響はないと踏んではいるつもりですけど、蓄積していくとやっぱり大きな問題になるので、これは道路だけではないんでしょうけど、いろんな部分で吹付を止めてマットになって、マットのところも在来種にだんだん流れていく方向にはなってますので、是非、そのあたりの環境の視点のところ、今後、配慮していただければなというふうに感じました。

《議長》 はい。他にご意見、ご質問、ございましたら。よろしいですか。

(一同なしの声)

《議長》 それでは、本件につきまして、ご意見等も出そろったようでございますので、事業者の方から申しております、大野南部地区ですね。対応方針案の評価の完了が妥当であると認めることでよろしゅうございましょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。それではこの事業は、評価の完了を妥当という結論をいたします。ありがとうございました。

---

【再評価】 3. 地域用水環境整備事業 日出生地区 (県事業)

---

《議長》 次が再評価の対象事業ということになります。

《農村基盤整備課》 引き続き、農村基盤整備課でございます。再評価ということで、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業といたしまして、地域用水環境整備事業、日出生地区の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

《農村基盤整備課》 農村基盤整備課、黒垣です。どうぞよろしくお願いいたします。説明資料が、2の3の5ページになります。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。地域用水環境整備事業、日出生地区について説明します。今回、評価要領の第2条(2)のオに基づき、社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要性が生じた事業となったことから、再評価の提案を行うものです。地域用水環境整備事業とは、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全、または、用水の有効活用に資する施設の整備等を行う事業です。日出生地区の事業内容は、農業水利施設を活用した小水力発電施設の新設を行うものです。補助率は、国50、県25、地元が25%となっています。本県は、小水力等の再生可能エネルギーの導入拡大を目指していることから、本事業制度を活用し、県が事業主体となり、完成後に土地改良区へ譲渡する計画でございます。次に事業の必要性ですが、農業用水路等の土地改良施設は、造成から長い年月を経過しているものが多く、老朽化により、維持管理費が増大する恐れがあります。そこで、農業用水を活用した小水力発電施設を整備し、発電を行います。この発電により得られる売電収入を施設の維持管理費へ充てることによって、農家負担の軽減を図るとなっています。さらに、CO2の削減に寄与するといったことが上げられます。また、大分県の新エネルギービジョンにおいても、小水力発電の導入を推進するとしており、日出生地区についても事業推進を図る必要があると考えているところでございます。続きまして、小水力発電の概要です。水力発電は、河川や水路から水を取り入れ、水が高いところから流れ落ちる力を利用して水車を回すことにより発電するものです。流量と落差がポイントとなります。なお、発電電力が数千キロワット以下のものを、通常、小水力発電と呼んでございます。小水力発電のメリットです。小水力発電のメリットは、再生可能エネルギーであることや、CO2の

排出量が少ないといったほか、太陽光や風力発電と比べ、天候の影響が少なく、安定して電気が供給できる。ダム開発による大規模水力やメガソーラー発電に比べて、自然環境への負荷が小さい。また、発電所が身近にできるため、環境学習の機会が増えるといったようなことが上げられます。次に、日出生地区の建設位置でございます。玖珠のインター出口から北東、約10km先の山間部に建設地がございます。次に詳細位置です。青線が日出生井路であり、延長約5kmの農業用水路です。点線はトンネル区間となります。2級河川、駅館川水系日出生川から頭首工にて取水し、ピンク色で示している受益地、約62ヘクタールの水田を潤しています。この水路を利用し、農業用水を確保しつつ、非灌漑期及び灌漑期の残り水を活用した小水力発電の設備を整備いたします。赤い線が今回整備を行う発電用水路で、日出生井路から分水し発電口まで導くものです。当施設位置でございますが、日出生井路から分水してヘッドタンクまで水路を整備し、ヘッドタンクから発電所の落差の区間は水圧管を設置します。落差は61.4mです。次が分土工の計画です。この水路から分水して発電所に導きます。同じようにヘッドタンクから発電所の状況でございます。残土の計画です。切土が1500立米、盛土が1000立米、残土が500立米、発生する計画です。盛土については現場発生土を使用し、残土については、近隣の公共工事への流用を図りたいというふうに考えてございます。日出生地区の事業計画概要です。最大出力が108キロワット、年間発電電力量が約70万KW h。有効落差が61.4m。予定管理者が玖珠町土地改良区。計画期間が平成26年度から30年度までで、当初から2年延伸をする計画でございます。原因は、九州電力の接続工事の遅れによるものです。事業費についてですが、2億9千950万円が、今回4億3千950万円となっています。1億4千万円の増額で、当初事業費に対して47%の増となります。今回、再評価となった事業費増額の内容についてです。発電施設を整備し、売電を行うためには、九州電力の送配電線に接続が必要です。この件につきましては、発電事業者が接続工事負担金として九州電力に支払うこととなっております。当初計画時の九州電力との事前協議におきましては、近隣の約200m先の配電線への接続を予定しており、負担金は、概算で1千万円とのことでした。その後、太陽光の接続契約申し込みが急増したため配電線の容量が不足し、変電所、約1.3km先までの配電線工事が新たに必要となることが明らかになったため、負担金は概算で1億5千万円になるとのことでした。この負担金につきましては、他の太陽光等の関係者の発電量の按分になっているというふうに聞いてございます。よって、このことにより、総事業が当初計画の3割以上の増額になるため、総事業の変更を行いたいと考えてございます。続いて、九電への接続工事負担金の流れについて説明いたします。平成25年度に基本設計を行いました。25年の5月に最初の事前相談1を行い、その確認のために平成25年度末に再度確認を行って当初の事業計画を策定いたしました。その後、先ほど言いました太陽光の接続契約申し込みの急増により、接続を予定していた配電線の容量が不足し増強工事が必要となることになりましたので事前相談2を行いました。増額となった1億5千万円の接続工事負担金にて収支計算を行い採算性が確認されたため、平

成27年2月に正式な接続検討および接続契約の申し込みを行ったところでございます。この接続検討および接続契約の申し込み後、九電は各事業者の接続検討の接続意思を確認しながら、接続工事の概略検討と本検討を行うと聞いてございます。その後、調査、測量、詳細設計を実施して工事負担金が確定し、入金後電線の接続対策工事を行い、九州電力で電力系統の連系をした後、売電が開始するという、こういう流れになってございます。次に、収支計算書の当初と変更を比較したものです。九電への接続工事負担金の増額により、①の発電所建設地元負担金の返済が増となっております。このことによりトータルの経費が増となり、売電収益は⑧の売電収入、引く、⑦の経費の計で計算され、収益が減となっております。その結果、土地改良区が管理する農業用水路等の施設の維持管理費に充てられる金額、当初が2億2千600万円が4千200万円の減となり、変更後では1億8千400万円となる予定でございます。この維持管理費を年間あたりにしますと、当初は約600万円、変更では500万円の維持管理費が充てられるということになります。現在、玖珠町土地改良区では水路等の維持管理費に年間900万円程度かかっているため、この500万円を充てることによって水路の維持管理費が半減でき、トータルの維持管理費負担が軽減されるものと考えてございます。次に事業の対応方針ですが、まず、事業効果として、年間約170世帯相当の電力量をまかない、約390トンのCO2の削減となります。また、40年間の収益につきましては、今回の変更により、当初よりは圧縮されるものの、十分見込める状況となっていると考えてございます。この収益は、玖珠町土地改良区の管理する農業用水路等の維持管理費と水車発電機の更新費へ充てられます。このことにより農家負担の軽減を図り地域農業の発展に寄与することから、事業を継続したいと考えてございます。以上でございます

《議長》 はい、ありがとうございました。日出生地区の地域用水環境整備事業につきまして、ご説明をいただきました。何かご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。

《委員》 この配付資料ですが、数字が細かく、20年、それから40年にわたって細かく計算されてるんですけど、その見方というか、この内容については、当初と変更、表と裏とありますけども、もうちょっとご説明いただくとありがたいと思います。このパワーポイントにまとめてありますよというふうに説明会の時はあったと思うんですけども。収支計算書でよろしいでしょうか。

《農村基盤整備課》 はい。収支計算書を。

《委員》 どういうふうに対応しているかも含めて、ご説明をもうちょっとお願いしてよろしいですか。

《農村基盤整備課》 はい。分かりました。ここの収支計算書の①が、発電所を建設したときの地元負担金の返済になるんですけど、これがお配りしている収支計算書、資料2の①、日本政策金融公庫返済額と一致しています。この返済については、20年間、固定価格買取制度の期間に返済するという計画を立てております。20年間で返済する金額が当初7千900万円となっております。第1回変更で事業費が、九電の接続工事負担金が上がったということで、この返済額が、その裏の変更と書いてあるところの①の合計である120,935(千円)、1億2千100万円となっております。その差が支出の増額の4200万円となっております。残りの②から⑥、これは収支計算書に書いてある②人件費、③修繕費、④の水利使用料はゼロなので飛ばして、⑤の諸費で、それぞれ一致しております。この人件費というのは、発電所を実際に運転し始めて、点検を行っていく電気主任技術者でありますとか、そういった方たちの人件費になります。修繕費は毎年かかるような小さな修繕にかかる費用となります。⑤の諸費は事務用品費であるとか損害保険費、燃料費、通信費などを計上したのものになります。⑥の一般管理費というのが、発電所施設のヘッドタンクとか水路に溜まった土砂をどけたりとか、ゴミの除去をしたりとか、周辺施設の草刈りをしたりとか、そういった費用になります。この費用に関しては、当初の計画の施設規模とか位置等変わりませんので、変更はありません。⑦が、①から⑥の経費の合計となります。⑧が売電収入で、収支計算書の⑧の売電収入と合わせております。収益についても同じく、収支計算書の⑧、引く、⑦の金額と一致しております。その下の収益の使用先なんですけど、これは、お配りしてる収支計算書にはのっていませんが、この収益の使用用途としては、土地改良区が管理する農業水利施設等の維持管理費や、水車や発電機の維持管理費に用途が限定されていることから、収益の使用先として書かせてもらってます。水車の発電機の更新を一回行くと仮定した場合に、土地改良区が管理する農業水利施設の維持管理費に当初では年間約600万円充てられてたのが、支出が増えたことで変更で約500万円となっております。最初の20年間は固定価格買取制度の単価34円で設定しております。21年から40年までの単価については、固定価格買取制度が適用される前の同規模の水力発電所の一般的な単価である9円を採用しております。それで、その収支計算書の最初の20年間までと、21年から40年までの売電単価、売電収入が異なっております。以上です。

《議長》 よろしいでしょうか。

《議長》 はい。それでは、〇〇委員さん、お願いします。

《委員》 収益の使用先の(a)の600万から500万に減額になった件なんですけど、支出が増えたのでそこが減額されたっていうことなんですけど、具体的にどういうふうな理由で今回減額になったのかと。もともと、本来、がんばればできるものだったのか、何か時間の経過によって事情が変わって減ったものなのか、そこをお聞

きしたい。

《農村基盤整備課》 この600万円と500万円というのは、年割りしていきまして、これを40年間に戻すと、当初が2億2千600万円、変更が1億8千400万円です。マイナス4千200万円となります。この差なんですけど、これは事業費が上がったことによりまして、その事業費を20年間で返済するんですけど、その返済する中での収支計算書上で返済額が4200万円増えたので収益が4200万円減りました。収益が減ったのでこの使用先について4200万円減額になってますということになります。

《委員》 ということは、逆にその維持管理費がこの500万円になって、維持管理費として十分なのかどうかというのはどうなのでしょう。

《農村基盤整備課》 この500万円というのは、発電所の維持管理費の500万円ではなくて、この発電事業を行う玖珠町土地改良区が管理する土地改良施設の水路であるとか、頭首工であるとかそういった施設を管理するための維持管理費になりますので、この発電所を維持管理していくためのお金はこの②から⑥の経費になります。

《委員》 それは理解してるつもりなんですけど、結局、この事業ですね、農家の負担軽減を図るためと、緊急性が高いのもその維持管理費が増大してるってことだったと思うんです。別にその事業自体を反対とまで申し上げるつもりはないんですけど、やっぱり半年から1年ぐらいの間で1億4千万円も工事費の負担増というのは、かなり私としては大きいと感じてます。その際に、例えば、本当にこの事業が必要かっていうことを検討する際に、今ここに上げられている農家負担の軽減とか管理費の増大に対しての対策ってということだと思ってるので、そこが必要性という部分だと思ってるので、結論としては費用が高くなって、数値的にここの計も、維持管理費を減らすってところで調整されたというお話だと思うんですけど、それが結論としては、若干減ったけどなんとか寄与するよねってことで継続っていうお話だと思うんですけど、仮にそうだとした場合、そこがもう、600万円から500万円に減ったよっていうところが本当にそれで足りるのかとか、そのへんがちょっとどうなのかなと思うので、前回の説明会の時に気づけばよかったんですけど、1.4億円増やすだけの意味が本当にあるのかっていうところがどうしても、100%、私の中で納得いってないっていうところなんです。

《農村基盤整備課》 補足をさせていただきます。この発電を管理する玖珠町土地改良区は、平均的に年間約900万円の金額を使って水路の維持管理をしております。その900万円のうち、今回600万円から500万円に下がりましたが、年間約500万円の収益があるということで、900万円の年間支出に対して500万円

の、言い換えますと収入があるということで、実質的に900万円出していたものが400万円に改良区としては減額できるということになりますので、半額以上の効果が出ますので、十分な効果があるというふうに考えております。

《議長》 よろしゅうございましょうか。

《議長》 はい。他に、ご意見、ご質問がございましたら。

《委員》 ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、資料2の3の11ページ、上の段、赤線で引っ張られている配電線の部分で増額で、費用分担は出力数で按分されてるってということなんですけど、増額した1億5千万円の分というのは、その小水力発電所から直近の黒のところまで含んでの増額と、そこから先の配電線、送電線そのものが変わるので、要するに、増額分というのは赤い線すべてが増額分ですか。

《農村基盤整備課》 そうです。赤い線が増額となります。

《委員》 当初計画では、直接、直近の配電線のところまで引っ張っておられて、そこも一部増額しているということですね。

《農村基盤整備課》 はい。

《委員》 たらればの話をしてもしようがないんですけども、例えば、今、契約前であったのでこういう状況なんだと思うんですけど、例えば契約後であった場合、事業化されて契約後であった場合、これはあとで、例えば太陽光発電の施設ができる、その周辺の配電線をやり直すことになった場合は、この黄色い事業者さんのみで負担をすると理解してよろしいですか。

《農村基盤整備課》 今現在、接続契約の申し込みを行ってる段階で、①に書いてます接続検討の概略というのがもう近々回答がある予定です。それで最終的に金額が確定するのが③のところですので、この確定する金額を待つか、もしくは、接続検討の概略の段階でも、ほぼくるわなないよという話があればその時点で判断するかもしれませんが、その時点で解答が怪しければ、怪しいというのはこれが最後という話じゃなければ③まで待っての工事発注になるというふうに、今、考えております。

《委員》 すいません。九州電力との関係ですよね。

《農村基盤整備課》 はい、そうです。

《委員》 九州電力さんとの何らかの契約というのは結ばないんですか。

《農村基盤整備課》 今、接続、契約の申し込みというのを下の段の左から三つ目の枠で行ってますので、最終的な契約の締結というのは、その工事負担金を納めて、接続対策工事が終わった後に各種の契約の締結というのがあるという流れになります。

《委員》 質問の意図は、たればの話で恐縮なんですけどっていう前置き付きですが、その契約が進んだあとに、この周辺の事業化が起きた場合は、このような増額にはならない。

《農村基盤整備課》 はい。九電さんからはそのあとに入った事業者さんは、さらにその事業者さん、グループを作って、負担金を持つというふうに聞いております。グループ化されてるみたいです。

《委員》 事業スケジュールのこととかもあると思うんですけども、何らかの工夫ができれば、やはり公共事業ですから、できるだけ絞って絞って絞るっていうのが重要な視点かなと。今の時代も含めてですけどもこれからの時代、重要なことかなと思う中で、事業費がやはり1億5千万円増えます。例えば、約800万円ぐらいでお家を買おうと思ったんですけど、材料費の高騰で1千500万円ですって言われたときに買うかっていわれると、やはり逡巡するものがあると。同じようなかたちで、この事業の必要性も全くわからないわけではなくて、今、〇〇委員からもあったように、その目的として設定していることに対する効果の発現がどうなのか。増額してでも必要性があるのか。もう一つは、やはり自然エネルギーの利活用という部分で県としてという姿勢がある中で、これはやっぱりやるべきと思うのかと、この事業だけ考えれば、正直言って1億5千万円増大して、本来、直近の目標として、直接的な目標として掲げていた維持管理費のケアっていう部分、土地改良区の管理費のケアっていう部分についても減額だとなった場合に、本当にどれだけこれを事業化する意味があるのかっていうのは、やはり疑わざるを得ないと思うんですね。それは自分のお財布として県の予算を考えた場合には、やはり逡巡するというのが、私は一般的だと思うし、普通感覚だと思うんですね。その上でもやらなければならないと判断するに当たっては、それ相応の理由があるっていうふうには思います。県民に対しての説明も含んでですね。そういう意味でも、自然エネルギーのことに対する県としての取組がどういうふうになってらっしゃるのか、お聞かせいただければなと思います。

《農村基盤整備課》 まず計画部分でございます。大分県新エネルギービジョンにおける小水力発電、お手元の資料には出てきてございません。この計画が作られたのが、策定年が平成23年の3月ということで、対象期間が27年度までになっております。今からまた新しい計画が作られる、策定を今、準備中ということを知っております。

目標年が27年度でございまして、この中の記述としまして、中長期の導入目標というのは、この五年間で883キロワット増加して、33万8千キロワットというふうにやろうという計画で、まず、ビジョンが作られておりますというのが計画されております。

《委員》 ありがとうございます。つまり、直接的な効果としては、管理費とかもあるんですけども、県として、そういう長期ビジョンを持って、新エネルギーの導入ってのは積極的に推し進めていくと。その中では、1億5千万円の増額はあるけども、やはりこの事業は必要であるというふうにご判断されているっていうご説明で理解してよろしいですか。

《農村基盤整備課》 はい。計画もありますし、先ほど言いましたように、玖珠町土地改良区自体が、年間、1千万円近い900万円という金額を維持管理費の中で支出している中で、現在の農家の高齢化とか担い手の不足ですね。そういう、なかなか支出が厳しくなってるという中で、この900万円が約400万円に減額できるというのは、非常に効果があると考えてございますし、先ほどの、その増額分につきましても、ルールとして発電者側が増強分の負担を払うということになってございますので、負担金につきましても、いわゆる収支がしっかりするまでの間、先ほどの、①、②、③とございまして、何度か九電の方とやり取りがございまして、はっきりとした金額で収支が得られるという確認が分かった後に工事を発注という段取りにしたいと考えております。

《委員》 分かりました。ありがとうございます。

《議長》 他にご質問、ご意見。

《委員》 水力の場合の売電単価なんですけど、この前の説明会で少しお話がありましたけども、今後20年間、その売電単価というのは保証されるのでしょうか。

《農村基盤整備課》 仮に27年度までに単価が設定できれば、20年間同じ単価となります。

《議長》 はい。他に。

《委員》 逆に、27年度中に設定できない場合はどうなるのでしょうか。

《農村基盤整備課》 太陽光は、今、だんだん単価が下がってるんですけども、小水力発電は今のところ、施設自体がなかなか増えてないという事情があるので、そうい

うグループ毎で単価が設定されると聞いておりますので、水力については維持されるのではないかという希望的観測を持っています。しかし、実際は年度末にならないと分からないというところがあります。

今、太陽光については、26年度から27年度について減額にはなったんですけど、小水力については26、27年度というふうに、単価は同額できた経緯もございますので、28年度のことは、確定の話はできませんけど、今言ったようなことで考えている、希望しているというところがございます。

《議長》 はい、ありがとうございます。他にご意見、ご質問。

《委員》 環境面からのことなんですけど、390トンのCO2削減。この390トンというのは、どういう意味を持つんですか。全然分かりませんので、教えてください。

《農村基盤整備課》 原子力発電とか火力発電とか新エネルギーもいろいろございますけど、69万9千494キロ、この分の発電量に対応する火力発電の時の石油を燃やして出るCO2について、この場合は小水力でございますのでCO2の排出がないということで、トータル的に390トンのCO2の削減であるが、地球環境の効果になるということがございます。

《委員》 計算式は分かるんですけど、この390トンという、その数字の持つ意味ですね。これが大変価値があるというか、とても期待される、環境的にとてもいいことなのか、どのような意味を持つんでしょうか。もしこれが、この390トン、CO2削減することによって、著しく環境の負荷がなくなるということであれば、そのへんをもう少しアピールできるのかもしれないし、どうなんでしょうか、この390トンというのは。

《農村基盤整備課》 その分は詳しい説明がございませんが、書いてる通りで申し訳ないんですけど、先ほどの、火力でやった場合の、約170世帯の年間消費電力に相当する分のCO2の分が削減できると、そのぐらいのボリュームということです。

《議長》 他にご意見、ご質問ございましたら。よろしゅうございますか。

《議長》 はい。それでは、ご意見ご質問も出そろったようでございます。日出生地区の地域用水環境整備事業、この継続ということにつきまして、妥当であると認めるといふことでよろしゅうございましょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい。ありがとうございました。それではこの事業については、継続を妥当ということで閉めさせていただきます。ありがとうございました。

---

【事後評価】 4. 竹田水害緊急治水ダム建設事業 稲葉ダム (県事業)

---

《議長》 引き続き、次は、事後評価の対象事業に入ります。竹田水害緊急治水ダム建設事業 稲葉ダムの件に入ります。

《議長》 はい。それじゃあ、お願いいたします。

《河川課》 お配りをしております、資料の3の1の4ページをお開きください。事後評価の稲葉ダムでございます。まず、稲葉ダムの位置と流域の概要でございます。稲葉ダムは、2級河川大野川水系稲葉川、市街地上流部の竹田市刈小野、竹田市久住町白丹地先に建設をされました、重力式のコンクリートダムです。ダムによりまして洪水調節を行うことで稲葉川の流量を低減いたしまして、商業施設等が集積しております竹田駅周辺の市街地など、稲葉川沿線の水害を防御することを目的としております。稲葉ダムの集水面積は、紫色で着色をした範囲の54平方キロメートルでございます。洪水氾濫防止区域は、緑色で着色をいたしました、57ヘクタールでございます。次に事業の採択経緯でございます。昭和57年の7月の水害を契機といたしまして、稲葉川では、河川改修とダムを、玉来川では河川改修を計画いたしまして治水対策に取り組んでいたところ、平成2年7月に、昭和57年を上回る、戦後最大規模の被害を受けましたことから、玉来川にもダムの計画をいたしまして、翌平成3年に、稲葉ダム、玉来ダムの2ダムを一事業といたします竹田水害緊急治水ダム建設事業が採択されております。その後、平成9年に玉来川、平成12年に稲葉川の河川改修が完了いたしまして、平成22年にはこの稲葉ダムが完成をいたしましたところでございます。現在は、引き続き玉来ダムを建設をしております。次に平成2年7月洪水の被災状況についてでございます。稲葉川流域の氾濫域をブルーで示してございまして、家屋被害は、床上浸水が427戸、床下浸水131戸の、計558戸の浸水被害、また、53ヘクタールの農地浸水が発生をしたところでございます。こちらは、先ほどの市街地部分の拡大図でございます。ブルーで着色をしました氾濫区域内には、豊岡小学校や竹田幼稚園、医療施設等の弱者施設、また、県の総合庁舎といった公共施設がございます。次に平成2年7月洪水の氾濫状況の写真でございます。上段左の1番の写真は、豊岡橋付近の氾濫状況でございます。橋に流木が引っかかりまして、堰上げをおこしまして、兩岸に濁流が越流をしているといったところでございます。また、上段右側の写真は、豊岡小学校付近の状況でございます。下段、3番、4番の写真に

つきましては、洪水後の竹田市街地の状況でございます。次に稲葉ダムの事業概要を説明いたします。稲葉ダムは、先ほどの平成2年の水害後、平成3年度から着手いたしまして、平成22年度に完成をしております。事業費は、440億円に対しまして、最終清算におきまして、コスト縮減や入札残によりまして、最終的に432億円となっております。こちらが事業進捗の経緯になります。平成3年に事業着手後、平成14年度に本体工事着手をいたしまして、平成16年にコンクリート打設を開始。平成19年度には打設を完了をしたところでございます。引き続きまして、ダム湖の漏水を防止する貯水池対策工や管理設備工事を行いまして、平成21年度には、試験湛水を開始いたしました。翌平成22年度には、試験湛水も完了いたしまして、ダムの安全性を確認されたところで、現在、ダムの管理体制に移行しているところでございます。こちらが、稲葉ダムの役割と効果についてでございます。平成2年の洪水と同じ規模の洪水時には、竹田市街地の稲葉川豊岡橋付近地点で、毎秒1210立方メートルの洪水が流れることとなります。そのうち、毎秒930立方メートル分は、河川改修済みの現況河川で安全に流すことができますが、ダムがない場合では、残りの、毎秒280立方メートル分については川からあふれ、市街地が浸水することとなります。そこで、このダムにおきまして、280立方メートル分を一時的に溜めまして、下流の洪水が収まってからダムに溜めました分を流すことにより、洪水を安全に流すといったところができることとなっております。また、渇水時におきましては、ダムから補給を行うということによりまして、ダム下流におけます河川環境の保全、および、安定した農業用水の確保が図られるといったところでございます。こちらは、平成2年と平成24年の浸水範囲の比較をしたものでございます。緑色の点線内が平成2年、赤色の着色部分が平成24年の浸水範囲でございます。右上の写真にありますように、稲葉川沿線におきましては、ダムが完成していたことによりまして被害が最小限に食い止められ、ダムの効果が顕著に見られたところでございます。一方、玉来川沿線では、甚大な被害となっているところでございます。こちらは、平成24年当時の竹田駅周辺の市街地の写真でございます。このダムによりまして、大銀ドーム一杯分の水を溜めることによりまして、市街地への洪水の氾濫を防いでいるところでございます。続きましてこちらは、大渇水となりました平成6年の干ばつ被害の状況でございます。干ばつ被害は全県下に及びまして、写真のように竹田市内でも干ばつにより、水田に亀裂が発生する等の被害が発生をしたところでございます。稲葉ダムでは、このような渇水時に下流河川に水を補給できるための容量といたしまして、55万トンの貯水容量を確保しています。この不特定用水の供給によりまして、渇水時におきましても川が川らしく保たれまして、魚が生息できる水深の確保、河川水質の改善が期待されまして、豊かな水辺環境の再生が可能となっております。次に、環境への取り組みについてご説明いたします。稲葉ダムでは、影響調査を実施いたしまして、22種の希少動植物が確認をされております。影響がある箇所におきましては、保護措置を実施しており、保護池を造成いたしまして、大分サンショウウオやタイリニアオイの移植を実施したところでございます。さらに、クロシジミの生育環境の保全を

目的に、地域行事に共同参加するかたちで、ダム周辺の野焼きを毎年、実施をしているところがございます。また、工事の過程におきましては、コンクリートの打設に伴い発生をいたします産業廃棄物を品質改良を行いまして、ダム堤体下流の盛土材として有効利用を図って、環境負荷の軽減を行ったところがございます。次に、ダムの活用状況と整備効果についてご説明いたします。稲葉ダムでは、小学生などを中心に見学会を実施しております。また、全国的にブームであります、ダムマニアの来訪も多くあり、遠くは北海道から来訪者が来るなど、月平均35人訪れまして、記念にダムカードを差し上げているところがございます。ダム建設に伴い、できたスペースにおきましては、地域コミュニティー維持のために、里山保全の野焼きイベント、農家レストランを通じまして、地域の魅力と豊かな自然と住民の豊かさを伝え、移住定住促進にも取り組んでいるところがございます。また、ダム下流の市街地におきましては、ダム完成により水害のリスクが減少したことによりまして、5年間におきまして221人が移住するなど、地方創生の基盤として効果が出ているものと考えております。最後にまとめでございます。今回の事後評価基準は、事業完了後5年経過でございます。事業効果といたしましては、平成24年水害で浸水を防御するなど、家屋558戸、農地53ヘクタールの浸水被害の防止が図られております。また、渇水時におきましては、ダムから水を補給することにより、ダム下流におきます河川環境の保全、および、安定した農業用水の確保ができます。費用対効果、B/Cは1.5でございます。算定に当たっては、前回再評価時と同様に、ダムプラス河川改修で実施をしているところがございます。以上によりまして、事業効果も高く、費用対効果も1.5となっており、事業は妥当であったと判断し、評価完了としたいと思っております。説明、以上でございます。

《議長》 はい、ありがとうございます。稲葉ダムの評価の完了が妥当であるというご説明をいただきました。ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。お願いします。

《委員》 先日現地の方に行かせてもらいました。そして、ダムも大変立派なダムができておりましたが、ダム周辺の施設の方も案内させていただき、見させてもらいました。そして駐車場なんかもすごく整備されてましたし、公園みたいになってたところもありました。ただ、いまいち、活用が少し、まだ、なかなかというところも、職員の方の説明でございました。それで、今も説明がございましたけれども、ダムマニアの方が県内外からも見えるということで驚きました。いろんなことでこうやって皆さんに周知していただくことによって、また、地域の活性化に結びつけられたらいいなと思いました。周辺のさまざま整った設備が、もう少し有効に活用されるように、今後、地域の方々を含め、みんなで応援できたらいいなと、そういう感想を持ちました。

《議長》 はい、ありがとうございました。今のご感想に対して、何かご意見ございましたら。

《河川課》 そういう感想を持っていただけるようなダムができたかなということで、大変うれしく思っているところがございます。確かに、なかなか活用が進まないというのは、非常に地域的な面と言いますか、交通の便とかそういう点もありまして、どうしてもダムというのは山間部にあるものですから、やっぱり、観光スポット的なものがアピールできればもっといいのかなという点はございます。そのあたり、竹田市は非常に観光にも力を入れているというところがございますので、是非、竹田市さんともいっしょに協力しながら、有効活用が図れるようなことも考えていきたいと思っております。

《議長》 はい。ありがとうございました。他にご意見、ご質問、ご感想、ございましたら。

《委員》 資料3の1の3のチェックリストの中にごございます、ちょうど中間ですけども、環境等への影響、事業の実施状況、環境等への影響、その中の景観と調和しているか、周辺景観と調和しているかというところについて、ダム周辺の景観等の改善についてはというふうにずっと書いてくださってるんですけど、具体的に実施されたことっていうのは、このダム下流域の施設整備とかそういうもののことをここで書かれていたんですか。何をされたのかが、ちょっと。地域と話し合い、というふうに書かれているんですけど、具体的などんな修景なのかとか、土地利用はどんな土地利用をしたのかとかというのを聞かせていただけますか。それはしかも、事業費に含まれていると理解をしてよろしいですかね。

《議長》 はい。事務局からお願いします。

《河川課》 具体的な内容をここに記載してございませんけれども、例えば、このダムの建設によりまして、100万立方メートル以上の掘削の残土が出ております。そういったものをダム周辺部分の谷等に埋め土をして、もともとが谷の底の方が田んぼになってたものを、残土を埋めてかさ上げをして、それをほ場整備をして優良な農地になっているというところがございます。写真の上では、ちょうどダムの左岸側のあたりに、谷部に非常に狭い農地が、田んぼ等がございましたけれども、残土を埋めることで10mぐらいかかりかさ上げになりまして、そこに農地が新たに整備されているというかたちです。

《委員》 跡地っていうのは、ダム事業跡地というふうに言いますか。

《河川課》 跡地と言いますか、ダム事業の事業用地、買収をしている土地ではないんですけども、事業をするために、工事のために必要な残土を埋めるところの土地を。

《委員》 跡地と言ったんですかね。

《河川課》 はい。一時的に、工事用に借地、借り上げをしてですね。

《委員》 そうだと思うんですけども、跡地というふうに書かれているので、何らかの施設の残存があったりして、その跡地なのか、ちょっとよく分からなかったの。跡地であることには違いない。よろしいですか、この理解。跡地と呼ぶのが一般的なんですね。盛土をして。

《河川課》 そうですね。はい。

《委員》 分かりました。すると、つまり、跡地は基本的には農地に、再度、利用されている。土地を農地に利用されたりしているということですね。分かりました。ありがとうございます。

《議長》 はい。他にご質問、ご意見、ございましたら。

《委員》 地方創生の基盤としての効果で、5年間で121世帯、221人が移住されたってなってますが、こういう方々はどのような就業をされているのでしょうか。

《河川課》 就業内容につきましては様々なかたちなんですけど、今、竹田の方では、移住されている方の多くが、アートの方々。アートレジデンスと言って、今、非常に竹田市が力を入れてございます。ですからいろいろな和紙を作ったりとか焼き物の方とかが移住をされてきて、工房を開くというふうな取組みをされてまして、この稲葉川の下流域にお住まいになったり工房を開かれたりというふうな方々がかなり多いと。それとあと、高齢者の方が普通に移住をされてきて、ゆっくり生活をされているという方も当然いらっしゃると思いますけど、アートの方が多いと聞いております。

《委員》 ありがとうございます。

《議長》 今のお話ですけど、同友会でみんなで見学に行ったんですけど、竹田の市街に小学校がございまして、小豆島の「二十四の瞳」みたいな木造の2階建ての小学校です。そこがもう子供がいなくて廃校なんですね。その小学校を全部若いアーティストに貸してるんです。一人の画家とか一人の工作者に、ある彫刻をする人とかに1教室、全部与えて、その教室で若い芸術家が一生懸命、教室貸し切りで絵を描いたり

彫刻を作ったり、そういうことに。その若者が、その周辺に住むわけですね。お食事もするとかで、少子高齢化の人口減少に対応するような、地域地域が工夫をなさって、少しでも若い風が竹田の町にふくようにとか、そういうことも県内のいろんな過疎の市町村が参考にして、同じことじゃなくて、自分たちの村でも何かしなきゃいけないというような、そういう動きがあります。ご参考までにお話しさせていただきました。

《委員》 分かりました。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 3の1の3になるのかなと思います。その環境への配慮で、先ほどの景観の部分とちょっと通じるんですけど、まず、100万立米という数字はお聞きしたんですけど、ぜひ表を。事前説明会の時にちょっと出れなかったのが、具体的なデータはあると思いますのでこれからは表にしていきたいなということと、もう一つは、それでどうしても残土ができて、はじめ土地を埋めた、しかし、ほ場整備に活用しましたよということで、修景という周りの景色も何か配慮されたようなふうにはここでは表現されてるんですけど、具体的にはどんな感じでしょうか。谷を埋めて、ある程度、田んぼができる空間ができたわけですね。里山空間みたいなのを作ったという理解でよろしいのでしょうか。

《河川課》 残土処理を行ったところは、もともとの地形があって、土を埋めて、かさ上げをやってほ場整備をするというようなかたちなので、従来とは変更がないといった状況です。ですから、新たに手を加えてよくなったというふうなところはございません。修景について向上をしたというのは、こちらの左側のダム見学会の写真がございしますが、ダム下流域についての盛土のエリアについては、こういったかたちで、快適な公園みたいなかたちで整備をしていったところでございまして、修景というふうなかたちで記載されているのは、こちらの。

《委員》 花壇かお花畑みたいな。ダム直下のところですね。

《河川課》 はい。

《委員》 分かりました。

《委員》 今に関連して、先ほどの跡地利用とか修景がとても気になるんですけども、跡地利用というのは、跡地の再生とかっていうこと。もう、跡地利用っていう用語があるんですかね、ダムとか土木事業の。ちょっとそのあたりが非常に曖昧で何をしたのかよく分からないので、細かくは書けないと思うんですけども、例えば、跡地

を再生したと言われれば農地が農地になり、農家のものは農家のものに再生されてるんだと思うんですけども、具体的な、少しイメージがわいてくると言うか、絞れないので、農地のみじゃないと思うので、もし、専門用語じゃなければ。修景についても、今言われたように修景というのを何を持って修景と言うのかすごい難しいところがあると思うんですよ。多分、〇〇委員も私も修景って言われるといわゆる環境の再生だと思ってしまうんですね。だけでも分野によって違うと思います。例えば今言われたように、花壇を作るということを修景だというふうに、例えば、基盤整備等々では思われたりする部分もあったりするところはあると思うんですね。なので、少しそこを、分野によって理解が違うようなところを少しだけ言葉を補っていただいて、この表の中にご工夫をいただけると助かるかなと。修景を、じゃあ、何と書くべきか分からないんですけど、例えば親水空間の整備って書くのがいいのか、ちょっと親水はできないですね。ダムですから危ないですけど、オープンな空間の環境改善とか何か少し分かりやすく書いていただければなというふうに思います。

《議長》 はい。何かありますか。お話ございましたら。

《委員》 可能なものを次回から。

《河川課》 貴重なご意見、ありがとうございます。その記載等については、少しご意見も含めながら検討してまいりたいと考えております。

《委員》 現地に行ったときに、希少動植物を保護する保護池って言うんですね。そこも本当に人工的ではなくて、行ってみたら説明がないと本当にただの野原みたいな湿地帯みたいのところだったんですけど、ここにちゃんと移植してますというご説明がございました。だから本当に人工的にいかにも作りましたというのではなくて、自然体の中にきちんと保護されている。そこら辺がとても私はいいなと、素直な感想を持ちました。ひょうたん島でしたかね。あのあたりも、そんなにも人工物というイメージは感じなかったですね。ゆるやかな感じで自然体でした。

《河川課》 やはりダムというのは、非常に大きな人工物という点がございます。特に稲葉ダムの場合は、貯水池の漏水防止ということもありまして、貯水池の中にもコンクリートがかなり出てくる点もございまして、なるべく手を加えないで済む部分についてはあまり手を加えずに、元の姿を維持できるような対応を採りたいということで、〇〇委員をはじめ、当時の環境整備検討委員会等の中で専門家の方のご意見もいただきながら整備をやってきたというところでございますので、そういうことで評価をいただければと思っております。

《議長》 はい、他にご意見、ご質問ございましたら。よろしゅうございますか。

(一同なしの声)

《議長》 それでは、意見等も出そろったようでございますので、事業者が申しております対応方針の評価の完了が妥当であると認めることでよろしゅうございましょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、本事業につきましては、評価の完了を妥当ということにさせていただきます。

---

【再評価】 5. 竹田水害緊急治水ダム建設事業 玉来ダム (県事業)

---

《議長》 では続きまして、再評価の対象事業ということで、竹田水害緊急治水ダム建設事業、玉来ダム、この件について事務局からご説明をお願いいたします。

《河川課》 では続きまして玉来ダムについてでございます。お手元の資料の3の2の6ページをお開きください。こちらの位置図等につきましては先ほど説明をいたしましたので、先ほどの稲葉ダムの南側でございます。こちらの採択の経緯も同様でございます。こちらの被害についても同様ということで。こちらの部分については、カットのダムで溜める量のお話、これも同様でございます。こちらが今回建設を予定しております玉来ダムの航空写真でございます。黄色の部分の部分がダムの堤体が入るところで、ブルーの点線のところが洪水時に水を溜めるエリアでございます。こちらが玉来ダムの概要でございます。常用洪水吐2門と、非常用洪水吐6門を有します、ダム高52m、堤頂長が145mで、堤体積が約11万立米の重力式のコンクリートダムでございます。続いて、特徴についてご説明いたします。当ダムは洪水時のみ一時的に流水を溜めまして、通常時は従前の川の状態が維持をされます。先ほどの稲葉ダムとは違いまして、流水型ダムと言われる形式でございます。稲葉ダムと比べますと集水面積が大きく、年間を通じまして水の流れが安定をしているといったところから、渇水時におきましても環境保全が保たれるといったところで、常時、流入の水を溜める必要性がないといったところでございます。それから、事業の進捗状況でございます。平成21年度にダムの形式、位置等が決定をいたしまして、同時に国のできるだけダムに頼らない治水によりまして、玉来ダムが検証の対象となつてございます。平成23年度に国が玉来ダム建設事業の継続申し入れを決定をしたほか、地元的地権者を中心としました協議会が設立されまして、地域の協力体制が整つてござい

ます。平成24年度には、九州北部豪雨で玉来側が再度被災をいたしまして、事業の促進の要望が出されたところがございます。翌25年度には地元協議会との間におきまして、用地交渉の基本となります損失補償基準が妥結調印をいたしまして用地買収を開始をいたしております。翌26年度には、ダムの準備工事となります工事用道路や転流トンネルに着手をいたしまして、現在、着々と工事が進んでおるところでございます。今後はいよいよダム本体に着手をしまして、工事の本格化を迎えようとしている段階でございます。こちらは先ほどの現況写真でございまして、説明をいたしました工事用道路が黄色の点線、そして、川の流れを迂回させます転流トンネルについてはブルーの点線で明示をしているところがございます。こちらは、今回の評価の主な変更点となります。まず、事業費の増についてですが、物価の変動と複雑な地形等に対応した構造の変更に伴い、事業費195億円から約2割にあたります45億円の増。最終的には240億円となります。その内訳でございますが、第一に、ダム検証時点からの物価上昇でございまして、平成22年から平成27年時点までの間に消費税の増や労務費、それから工事に伴う経費の増によりまして、1割強にあたります、25.5億円の事業費が増えてございます。また、現場条件が異なるなど、設計条件の見直しによりまして、約1割の19.5億円の増となっております。これは、当初想定をいたしました地質より、ボーリング調査やトンレンチ調査を現場で行いました結果、地盤強度が当初より悪く、置き換えコンクリートや造成アバットメントのコンクリートの量が多くなったことが原因となっております。また、止水におきまして、一部工法の見直しが必要となりまして、稲葉ダムで採用いたしましたコンクリートフェーシング工を追加で施工することとなりました。以上によりまして、設計条件が決定をいたしまして、用地取得も進んできましたことから、平成34年度の事業完了の見込みとなっております。事業完了年度につきましては、前回評価時には、平成29年度の完了を見込んでいたところがございますが、先ほどのダム検証によりまして約2年の事業が停滞をしたことによりまして、併せまして、地質調査の進展や模型実験の結果などから設計施工量が増えたことによりまして、最終的には5年間の延伸となりまして、平成34年度の事業完了の見込みとなっております。続きまして、玉来ダムにおけます環境への取り組みについてでございます。玉来ダムでは工事着手前に、ダム建設に伴う影響調査といたしまして環境調査を実施をしたところがございます。その結果、クマタカ、トノサマガエル、オオイタサンショウウオ、オニコナスビなどの希少動植物が確認をされております。影響があるものに対しましては、移植やモニタリングなどを環境アドバイザーと協議をしながら、保全措置を実施をしております。最後にまとめでございます。今回の再評価基準は、工事本格化に伴う再評価でございまして、事業進捗状況は平成26年度末で約22%となっております。平成25年12月には、玉来ダム協議会との間で用地交渉の基本となります損失補償基準が妥結調印したところがございます。その後、わずか1年で約9割の用地を取得するなど地元の協力体制も整っておりまして、いよいよ工事が本格化をする段階でございます。事業効果といたしましては、家屋400戸、農地324ヘクタールの浸水被害

の防止と、JR豊肥本線や国道57号の交通断絶の防止が図られる、また費用対効果B/Cにおきましては8.4でございまして、算定にあたりましては、平成22年の前回の再評価時と同様にダムプラス河川改修で実施をしております。以上のとおり、物価上昇等により事業費は増額になりましたものの、事業効果も高く、早期に浸水被害の防止軽減を図る必要性があることから、対応方針案といたしましては、今後も事業を継続したいと考えております。なお、事業継続の判断がなされた折には、一日も早いダム本体の完成を目指しまして、早期の治水効果が発揮できるよう事業の進捗を図っていきたいと考えております。以上です。

《議長》 はい、ありがとうございます。ご説明をいただきました玉来ダム、事業の継続ということでご説明をいただきました。ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

《委員》 やはりこれも事業費が当初計画予算から増大していると。その理由として幾つか、事務経費ってお話もちろん大きかったとは思いますが、やはり地形の状況による、やり方を変える、工法を変えなければいけないとかそういったものの増大があったってことなんですが、地形が、例えば地盤であれば、確認できなかったとかってというのは、今の技術の中で理解はできるんですけども、地形はサーフェイス、表面ですから、地盤じゃなくて地形というふうにおっしゃってたので、どういふ状況が起きたのが、ちょっとよく分かりにくかったので、今一度、なぜ事前に確認できなかったのかというところを重点的に教えてください。

《河川課》 地形がということではなくて、地形地質状況というふうなところでご説明をしたところでございます。地形は確かに現状と変わってないので変化はございません。我々の説明にも地形というふうな言葉が入っていたのでちょっと誤解を招いたところだと思うんですが、変更の多くは、もう地質でございます。一番端的に言いますと、こちら、下のダムの堤体がありますが、その横方向、袖の部分になりますが、こちらに昔の、この玉来川の流れというのが、大昔は流れが変わっておりまして、今、山であるところが昔の川だったところなんです。そちらの部分の旧河床、昔の河川ですが、こちらの形状というのが、かなり調査を進めていた中で、ちょっと範囲が広まったというふうなところが大きな変更点でございまして、今回、このコンクリートフェーシング工が増加、追加をしなければいけないとか、ダムの堤体の下の部分について、若干、置き換えのコンクリートが増えるというふうなところが変わったところが、一番大きな変更点になってございます。

《委員》 ダムの場合、河床とは言わないと思うんですけど、すいません。河床、何と言うんですか、今、言われた。

《河川課》 堤体。

《委員》 堤体を作らなきゃいけないというふうになったところがあるというのは、それはもう、地盤と関係してるんですか。それとも、片方は地盤と関連していると思うんですけど、反対側も地盤と関係しているということ。

《河川課》 そうですね。両方とも地盤というふうなところでございます。

《委員》 土砂の堆積のお話というか、その堆積物とか、かつて河川であったっていうこともそうなんですけども、それは文献であるとかボーリング調査もされた上での当初の判断であって、事業を進めていく中でやむなくそういう状況が起きたという理解で大丈夫ですかね。

《河川課》 その理解でけっこうです。

《委員》 分かりました。ありがとうございます。

《委員》 今、地盤、地質の話が出てきたんで、ちょっと古い話になりますけれども、従前はフィルタイプのダムで、最初は計画されておって、それが重力式のコンクリートダムに変更されて、流水型というふうになってきた経緯があると思うんですけども、今の地盤、地質の話を知ると、どうも私としては、フィルタイプのダムの方が地質的に、あるいは工法的にもよかったんじゃないか。かえってコンクリートダムにして、技術的に難しい面がどんどん分かってきたと言うと失礼ですけど、もう重力ダムでやるということに決めて、もう進んでいるんで、これ以上は言わないんですけども、何かやっぱりそのへんの説明、もうちょっと合理的な説明というのを、今、〇〇委員が指摘されたようなところに対して十分な解答が、私は、できてないんじゃないかという気がするんですよ。だから、やっぱり一般の人が聞かれて、本当にああいう地形地質のところ非常に期待の大きい玉来ダムを造ろうと、今、してるわけですよ。大野川水系で言えば、私ども、河川整備計画等に関わった者としては、稲葉ダムができて、玉来ダムができて、はじめて治水計画が完成すると。いわゆる、今は片肺飛行の状態なので、両肺になるためにはどうしても玉来ダムを造ってほしい、早く完成してほしいというのが私の希望なんですけれども、今、そういう技術的な、その地形地質の問題が出てくると、そのへん、もうちょっと県の方々には、竹田ダム建設事務所の歴史がずっとある中で、十分データの的には持っておられてこういう計画になって、また、2年間遅れて検証もやって大丈夫だよということ、あるいは事業を進めましょうということが出てる中で、もうちょっと皆さん、一般市民に分かりやすい説明を、あるいは、こうこうだからこれで玉来ダムも期待に答えて作りますよというところをもうちょっとPRと言うか、説得力ある説明をお願いしたいと思うんです。

どもいかがでしょうか。

《議長》 ありがとうございます。ちょっとご意見をお願いいたします。

《河川課》 確かに玉来ダムについては、当初の計画は、フィルタイプのダムということで計画をしておったと。それはやはり、阿蘇の火砕流地帯で非常に地盤が悪いところがありまして、こういうところでなかなかコンクリートのダムを乗せるのは難しいという当時の技術的な問題があったというふうに考えております。ただ、今、先行してできております稲葉ダム。これにつきましても、今、コンクリートダムになっておりますけども、当初は、河床部はコンクリートですけども、袖の部分は地盤が悪いので、フィルタイプというかたちの複合形式のダムを最初は検討していたところ、最終的には、造成アバットメントであるような人工的な岩盤を作ることでコスト的にも安くできるということで稲葉ダムはコンクリートになったという経緯がございます。それに合わせまして、玉来ダムも同様の考え方ができるということで、コストも含めて、コンクリート形式にしたというところがございますし、先ほど言われました流水型ダムにつきまして、これはもう、計画当初から、玉来については、先ほどご説明しましたように、河川の流量が比較的十分にあるので、ダムに水を溜めて、渇水時に供給するという必要性がないということで、当初から、いわゆる水を溜めないダムという計画をしておりました。そういった中で、稲葉ダムの技術を活用しながら、玉来でもコンクリート形式のダムで整備することが、コスト的にも、それから工期的にも有利であるという判断の中でやっているというところがございます。そうは言いながら、調査がどんどん進展していく中でいろんな問題が出てきて、そこに、設計等に時間を要したという点もございますし、先ほど言いましたようなダムの検証作業によりまして、一時、2年から3年事業が止まったという経緯がございますので、それだけ竹田の地元の皆さんが早期に作ってほしいという期待が非常に大きいんですけども、時間を少し要しているというところで、今回の再評価の中で事業の完了を平成34年度にということでご審議をいただくというかたちになったというところがございます。

《議長》 はい、ありがとうございます。今のご説明、何かご質問、ご意見ございましたら。

《委員》 明確に確認しますが、ロックフィル形式のダムよりも、今回の事業費増大も勘案してもこちらの方が安価であるという理解でいいですね。

《河川課》 それは比較をしておりまして。はい。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 二点あるんですけど、一つはやはり、これも先ほどの稲葉ダムと同様、表になってないんですけど、土を運ぶという計画。予定でも結構なんですけど、切土が何立米で、盛土が何立米で、残りどうなってるのか、データはもちろん持ってらっしゃるんじゃないかなと思いますのでお聞きしたいのがまず一点です。

《議長》 今の点、ご説明お願いいたします。

《河川課》 ちょっと今、手元に正確な数字がないんですけども、稲葉ダムは、非常に全体のダムの堤体でも大きいですし、それから貯水池対策という中で、非常に土の出が多かったんですけども、玉来ダムに関しましては、堤体の大きさも稲葉ダムよりは三分の二ぐらいで、なおかつ貯水池の中の掘削等がありませんので、ボリューム的にはかなり、10万から20万の間ぐらいの残土でございます。それについては稲葉ダムと同様に、近隣の谷の部分に残土を持ってきて、先ほどと同じようにほ場整備で、もともとの田んぼのかたちでそれを再生をしてというかたちで農地に戻していくというかたちを考えております。また、数字についてはちょっと改めまして書いておきます。

《委員》 わかりました。これから結構ですので、やはりお金が、見積もりが分かるように、どこでどういうふうにするのかっていうことを表にさせていただければと思います。それがなぜ必要かという、先ほどのほ場整備だか、田んぼになって有効利用だなんていうような経済的な発想としての視点としてはもちろんですけど、水田であれば水のつながりの部分も確保できるだろうなという、そういう意味でこちらはホッとほしているんですが、240億円使いますので、そこらへんの環境管理みたいなものも、是非、意識的にというふうに思っています。2点目は、この今の3の2の12のところですね。パワーポイントの自然環境の保全の部分が、どこかで見たことがあるなと思ったら、先ほどの3の1の10の方の稲葉ダムの方と、保護池の造成で移植、きれいな写真だから、セットで同じものを使っちゃったんじゃないのかなと思うので、その3の1の10と3の2の12は、やっぱり場所を変えたものでないかと思いたして。保護池はこれからされるんですかね。

《河川課》 はい。

《委員》 これからされるんで稲葉ダムの写真をちょっと活用しようということなんだろうなと思うんですが、これで是非、稲葉ダムの方で、実際に行かれた方がとても自然のスタイルにしているという、とても大事なことなんですけど、維持管理するのは、実は、地元のNPOと、本当はやっぱり協力体制を取っておかれるといいと思うんです。私、つくづく思うんですけど、同じ県庁でも、今回この事例で240億円

なんですけど、やっぱり今、生物多様性の中の、例えば絶滅危惧種を全県で何とか守らなきゃと応募してるその総額が250万円なんです。それで7件、8件、9件来てもうどうしても削れなくて、要するに80件以上になるわけです、審査入れると。そうするといつも思うのは、ここで例えば240億円の中の維持管理費のほんの一部でも、こういう部分の中で、例えば生活環境企画課の人が少ない予算で人数も限られてて、それがやっぱり弱いんだなってつくづく思うんです。それに対して、その今の土木建築部とか農水の方は、この時代の流れからいうと、今、生物多様性の時代になってきたので、これはこれからということですので、そのあたりのNPOの方で、竹田の方、結構いらっしゃると思いますので、そこらへんどうまく組んでいただければありがたいなというふうには思っております。今後の部分かもしれませんがよろしくお願い致します。

《議長》 ありがとうございます。他にご意見、ございましたら。

《委員》 お願いなんですけども、一点だけ。評価書の中で景観の保全の欄に、景勝地ではないがという文言があるので、ここを、景勝地なのでっていう時にはぜひ書いていただきたいんですけども、やはり景勝地じゃなくとも景観というのは保全していくべきだと思うし、もしこう書いてしまうと、景勝地じゃないからやらなくてもいいことがあるっていうふうに、そういうことはないと思うんですが、思われると困るので、景勝地ではないがという文言は取っていただけると、すいませんお願いでございます。

《議長》 ありがとうございます。是非その点は今後ご配慮をよろしく。

《河川課》 了解いたしました。

《議長》 貴重なご意見、ありがとうございます。他に、せっかくの機会ですから、ご意見ございましたらお願いいたします。

《議長》 それでは、玉来ダムのご説明をいただきまして、ご意見等も出そろったようでございますので、対応方針案は、事業者の方がおっしゃっております、継続ということが妥当であるとご承認いただけますでしょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい。ありがとうございます。では、本事業につきましては、継続を妥当とさせていただきます。

《議長》 はい。それでは、これで午前中の審議、もうだいぶ遅くなりましたけど、終了いたしまして、休憩をさせていただきます。午後からの開始を少し下げまして、13時15分からということでやっていただきますので、よろしくお願いいたします。どうも皆さん、お疲れでございました。ありがとうございます。

---

【再評価】 6. 広域河川改修事業 大野川 犬飼地区 (県事業)

---

《議長》 それでは、午後の部を再開させていただきます。再評価対象事業につきまして説明させていただきます。広域河川改修事業、大野川犬飼地区、この関係につきまして、ご説明をお願いいたします。

《河川課》 広域河川改修事業、1級河川大野川水系大野川、犬飼地区について説明を行います。お手元の資料の3の3の1ページをお開きください。それでは説明をさせていただきます。大野川は、宮崎県の祖母山を源流として、竹田市、豊後大野市、大分市を經由して別府湾へ流れ出る、幹川流路延長107キロメートル、流域面積1465キロ平方メートルの1級河川です。今回ご説明させていただきます大野川犬飼地区広域河川改修事業は、大野川の中流域となります。こちらが犬飼地区の平面図になります。大野川は画面右から左に流れております。本地区は、旧犬飼町中心地である国道10号、57号、326号、および、中九州横断道路犬飼インターチェンジ、県道中判田犬飼線、JR豊肥線など、主要幹線が集中する地区となっております。事業延長としましては3600mで、工事を行う工区としましては、旧犬飼小学校グラウンド周辺の久原上工区、久原下工区、本事業の最下流に位置する谷川工区、小福手工区、大野川支線であります茜川工区の計5工区でございます。次に、これまでの出水による被害についてご説明させていただきます。この写真は、平成17年に発生した洪水により国道10号が冠水をした様子でございます。この写真は同じく平成17年の洪水時のものです。犬飼橋を上流から撮影した写真ですが、橋桁付近まで水位が上昇したのが分かります。この写真は、平成2年の久原地区の浸水被害状況です。河川の氾濫により、人家へ土砂を含む濁流が流れ込んだ様子が分かります。同じく平成2年の小福手地区の浸水状況の写真です。こちらについても土砂を含む濁流が流れ込んだ浸水被害を受けております。このように度重なる洪水氾濫により、家屋や道路、田畑で浸水被害が繰り返し発生しております。今回の事業は、このような浸水被害の防止、軽減を図ることを目的としております。続きまして、本事業区間の河川の環境や利用状況について説明を行います。当事業区間においては、点在する瀬や淵など、多様性のある河床形状が見られ、釣り場としても多く利用されております。また、さまざまな動植物も生息しており、良好な河川環境を維持しております。さらに豊後大野市のジオサイトである犬飼港跡や、波乗り地蔵が川沿いに位置しております。毎年5

月には、河川敷にてドンコ釣り大会などのイベントも実施されており、多くの観光客が訪れております。次に当該事業の目的や、基本的な改修方法について説明いたします。当事業では、洪水時の水量を安全に流下させるため、河川の断面を広げる工事を行っております。その方法としましては、既設護岸の活用を図りながらの築堤や、河川内の土砂掘削の工事を行っております。工事の際には、多自然川づくりの考えに基づいて、平常時水位より上の掘削を実施するなど、できるだけ現状の植生、および、水際生育地を保全するような改修を行っております。続きまして、これまでの事業の進捗状況、および、今後の予定についてご説明いたします。現在までに、家屋が密集しており、最も浸水被害が深刻であった久原上工区の築堤工事が完了しております。今年度より、用地買収が完了いたしました、最下流部に位置する谷川工区に着手する予定です。久原下工区については設計が完了し、今年度より用地買収の予定をしております。残りの工区につきましても工事の進捗を見ながら、随時、詳細測量および実施設計を行ってまいります。続きまして、事業の効果について説明いたします。この資料と写真は、現在、工事が完了しております、久原上工区の着工前の全景写真です。この工区ではもともとあった堤防の高さが足りていなかったことから、さらに築堤かさ上げを行っております。施工完了後の写真を示します。現道の植生を残すことにより、自然が保全された空間を維持することができております。こちらが先ほどの久原上工区の堤防部を上流より撮影した着工前写真です。この高さまで築堤を行ったことにより、現在はこのように築堤が完成しており、必要な河川の断面を確保しております。続きまして、この事業の主な変更内容についてご説明いたします。計5工区のうち、下流から2番目の工区である久原下工区において、起業地内に40名の共有名義の土地あり、その相続は約500名にのぼることが分かっております。今年度より、現在、相続者の調査を実施中ではありますが、調査および相続への事業説明から登記事業に時間を要するため、登記完了まで約3年の期間を要する見込みです。こちらが久原下工区を上流から撮影した写真です。事業箇所はこちらを予定しており、赤点線の範囲まで河道を拡幅する予定としております。こちらの範囲の起業地に約500名の相続が発生しております。対岸には県道中判田犬飼線やJRがあるため、流下能力を確保するためにはこの工区の河道拡幅が必要となります。こちらに久原下工区を含めた全体行程表を示しております。今年度より、最下流部に位置する谷川工区に着手します。上から2番目、谷川工区でございます。久原下工区に関しましては先ほどの説明どおり用地買収に3年の期間を要する見込みであり、上部流域の工区である小福手、茜川工区を含めた事業完了年度は平成32年度となります。続きまして、今後の事業予定について説明いたします。この写真は、今回、事業工区での最下流部に位置する谷川工区を上流より撮影したものです。用地買収は完了しており、今年度からこの赤点線の範囲で河岸の拡幅を行うことにより流下能力の向上を図っていきます。こちらの写真が茜川工区および小福手工区の写真です。大野川はこちらの方向へ流れていきます。当該工区においては、築堤を行うことにより浸水被害を防ぎます。今後は、下流に位置する谷川工区および久原下工区の河岸拡幅完了を見据えながら、工事に着手

する予定でございます。当工事における残土の状況でございます。当該地区では、堤防を築堤するために9000立方メートルの土砂を必要としております。築堤として使用する土砂は粘土質土砂が適しておりますので、他の公共事業の粘土質残土を流用していきたいというふうに考えております。また、河道掘削により4万7千500立方メートルの土砂が発生しますが、こちらは砂成分が多い土砂ですので築堤には流用できません。そのため、他の公共事業へ流用して資源の有効活用を図ろうと考えております。最後にまとめになります。評価基準は事業着手後5年未完了です。現在の進捗状況は、平成26年度末現在で30.4%でございます。改修効果としましては、家屋26戸、宅地畑等、4.7ヘクタールの浸水被害の防止、国道10号、県道中判田犬飼線の浸水防止による避難経路の確保、宇野病院、久原下公民館などの公共施設の浸水被害の防止などがあります。また、費用対効果も1.14であることから、事業を継続したいと考えております。以上、事業の説明について終わらせていただきます。

《議長》 はい、ありがとうございました。広域河川改修事業 大野川犬飼地区につきましてご説明をいただきました。ただ今ご説明いただきました事業につきまして、ご意見等、ございましたらお願いいたします。

《委員》 一点お願いと言うか確認と、一点は教えていただきたいことでございます。まず、資料3の3の5にあります再評価チェックリストの欄にある工法の妥当性等々のことで、環境等への配慮の欄の景観への配慮というところですけども、ここに書かれていることもそうですし、先ほどの事業説明の中でも理解ができたんですけども、ジオパーク認定にあたってということと、河川環境のできるだけの維持であるとかいうことを考えながら、築堤等々によって河川断面を確保するって取り組みをされているってことで、この事業そのものは、ぜひともそういったかたちで進めていただきたいと思うんですけども、ここに書かれている大分豊後大野ジオパークに指定され、なお、ドンコ祭等々って書かれてるんですけど、この文章、ちょっと、今一度見直していただけるとよろしいのかなと思います。おそらく、再評価書の方の環境への配慮のところには書かれていることを要約して書かれているんだと思うんですけども、ドンコ祭と河床掘削がどう関係あるのかすいません、ちょっと、正直言って分からないですが、例えばジオパークに認定している中で、大野川固有の多様性のある河岸形成や河床の形状保全に努めるとかいう方がよろしいのかなと思ったので、少し改めてそこを見直していただけるといいかなというお願いと確認というところが一点。もう一点は、用地買収により三年間の延伸が見られるってところなんですけども、共有地ってありましたのでおそらく組合によって保有されているってことが事前に分かっていたのではないかな、共有地があるとだいたい皆さん、地域の方はご存じですし、そういった情報も入ってくるのではないかなと思ったのですが、この点についてはいかがでしょうか。

《河川課》 まず、環境への配慮のところの記述ですけれども、委員ご指摘のように、なお書きのところは少し書き替えさせてもらいたいと思いますが、ここの趣旨としましては、ちょっと補足させてもらいますと、ジオパークというところで、約1億年前に大野層群と言う砂岩であったり泥岩であったり、当時そこが海だったというところで、そういったものが固まって岩となったものと、そのあとに阿蘇の噴火によってできた地層があつた河川の中でいっしょに見れ、歴史的な河床が確認できるということで、ジオパークに採用されているというところがあるかと思いますが、そういったものの中で河川を改修するにあたっては、十分留意しながらやっていきたいというのが一つ。それともう一点、ドンコ祭の方につきましては、だいたい平均で6千人ぐらいの子供たちが川に下ります。ちょうど川の流れの中で、水が流れてるところと水が流れてない、土砂が幾分堆積してるところとありまして、土砂が堆積しているところで、子供たちがドンコ祭をします。昭和4年からずっと歴史あるお祭りですとあって、そういった文化的な取り組みについても十分留意しながらやっていきたいということから、その二つをここであげさせてもらった経緯があります。書き方がなお書きだったので、ちょっと分かり辛かったかもしれませんが、趣旨はそういったことをございます。それから、共有地のご質問がございました。共有地については、実際の事業を実施するにあたって、設計が出来上がって、どの程度まで用地に影響してくるかというところが判明して、それからその範囲について、おおむねの所有者等の調査をしていくところもありますので、完全に今の状態になってるっていうところは、事業を実施した時点というのは、今の状況になっていることは把握できてなかったというのが実態です。

《委員》 今の話だと設計が上がる前までは、共有地が事業範囲に含まれるということの確認されていなかったということですね。かなり河川にきわどいところが来てますけど、共有地ですけども、ここが対象にならない可能性も十分あったという理解でよろしいですか。

《河川課》 先ほど平面図を見ていただきましたように、全体の河川の流れとしては3600mという中で、ネック地点だけ、いわゆるここを解消すれば川が流れるというところの工区を設定して、工事を実施してるところでございます。工事範囲につきましては水理検討であったり設計であったり、そういったもので確定するものがございますので、事前に、この範囲の中ですべての土地の状態を把握することについては、やはり対策工法がある程度固まってから調査に入るという順番になろうかと思っております。

《委員》 河川専門じゃないのであとでまた〇〇委員にもフォローいただきたいんですけども、今の事情はよく分かりましたが、であれば、おそらく地方に行けば行くほ

どこういう組合法式、農地も含めてある地域は、特に、港とかそういうところは組合方式で持たれてるところというのは結構あると思うんですね。ということは、事業費そのものが今後も基本的にはそういったところにかかってくるところやって延伸。ここはちょっと特別だとは思いうんですね。相続相続、繰り返されてってということだとは思いうんですけども、こういったかたちで事業が延伸し、事業額ってというのは増えていくのかなという、ちょっと心配も抱きつつお話をお聞きしてました。今言われたことなんですけど、今回のその共有地は、先ほどの、例えば3の3の7、パワーポイントの上の部分なんですけど、これはどのあたりなんですか。

《河川課》 1番です。

《委員》 分かりました。

《委員》 一般的に普通、河川がこうカーブされてて、その部分が掘削にかかるってというのは、まったく想定できないわけじゃないんじゃないかなっていう気も、若干したので。でも、そうなんですね。事前には分からなかったということ。

《委員》 私はちなみに改修計画には関わっておりません。

《委員》 何か想定できそうな気もしなはなかったんですけど。

《委員》 その質問についてはいかがですか。十分想定できるのではないかなという〇〇委員のご質問だと思いますけど。

《河川課》 この地区も含めて事業を実施するにあたりましては、関係機関の皆様を、事前にある程度把握をして、事業説明なりを実施していきますので、最初から絶対に設計ができないと、それ以降は分からないというところではないんですけども、ここについて、現実には、今の500人規模の相続が発生してるってというのは、ある程度調べていかないと分からなかったというところがございます。

《委員》 ちょっと私の考えで言わせてもらおうと、ここの犬飼地区の改修ってというのは、もう昔から要望されているところで、多分、今、担当の方は、ここ近年関わっておられるので、あんまりそのへんまで詳しくしゃべれないのかしゃべりたくないのかなと思うんですけど、要望があるので、多分、この地域の方々も非常に協力的ではあると思うんですけども、やっぱり地権者の方にとっては、本当に確実に工事にかかるところでないとそういう補償とかは発生しないということになるので、それと〇〇委員がおっしゃったように、共有地が川筋ってというのは結構あるので、毎回ここの委員会でも出てるように、用地の買収については、もちろん道路の方も大変なんですけども、

河川の方についてもこういう共有地があるとなかなか大変だろうなということで、努力はされてると思うんですけども。それで結局、大方の同意は得られても、やっぱり何人かが同意されないとなかなかできないとかいろんな事情があって、結局、延伸というか、なかなかやっぱり時間をかけてやらないと、こういう地域は地権者の了解というか、あるいは、そういうところまで補償の問題が解決しないのではないかなというところになってしまったということではないかなと思いますので。ちょっと私が同情的に発言して申し訳ないんですけど、直接関わってるわけじゃないんですけども、大きく言うと、大野川水系の上流域、中流域、下流域の整備計画については関わった者ですので、こちらも、前の説明会の時にもあったと思いますけど、河川の改修というのは、下流側から順次やっていくというところなので、やっぱり、この犬飼のところが何とかならないと、やっぱり大野川の方の竹田、三重あたりの方も安心して川の水が流せない、工事もやれないので、さっき説明されたのを繰り返しますと、要点、ポイントポイントを工事して、効果的に治水の効果が上がるような工事のやり方してるので、本当を言うと、どこが本当に工事の、今回、あたる場所になるかということについては、コンサルと十分詰めてされてると思いますけど、なかなか難しいところがあって、こういうところがいいのではないかなというところで提案されて、もう、今、実施の段階でこの犬飼のところは進捗して、再評価になってますので、もう、事業はかなり済んだところもあるし、これからちょっと難しいところが残ってるのかなというような状況もありますので、ご理解いただきたいというところではないかなと思います。

《議長》 どうぞ。

《委員》 フォローがございました。この事業の必要性も含めて、よく理解できてますし、非常に環境面にも配慮いただいた事業形成になってるということで、大変ありがたいと思ってます。ただ、今お話があったように、やはり用地についてはこういう問題が起き得ると。ですので、その期間のそもそもの設定が妥当であったのかということもそうですし、あるいは、例えばこうやって延伸することには事務経費などで、さほど大きな事業費の増大ではないとは言え事業費が増えている中で、例えば全体の当初計画の中から、今後、事業を進めていく中で、削減の方針で進めていくっていうことは、コスト削減を図ると書いてくださってるんですけども、この努力は重ねてお願いしたいなというふうに思います。

《議長》 はい。では今のお話で何かご発言等ございますか。

《河川課》 確かに事業を進める中で、工程の考え方等については、こういう共有地等が多々あることはあると思いますので、そのへんも含めた工程計画というものについては、十分配慮していきたいというふうに考えております。事業費につきましては、

現時点、この事業に関しては、今のところ変更の予定はございませんので、今後もコスト削減を考えながら、この事業の完了に向けて進めていきたいというふうに考えております。

《議長》 はい。他にご意見。

《委員》 先日、現地へ行ってまいりました。そして、説明の中で先ほどもありましたけど、ドンコ祭も大変歴史のあるお祭りだということ、説明がありましたけど、花火も毎月打ち上げられているとか。地元の方にとって、ふるさとの川としての位置づけが大変大きいのかなと、こう思ったんですね。今、整備されることによって、ますます憩いの場になるのかなと思いました。そして3の3の5の、そのチェックリストの中の整備効果のところなんですね。治水効果としての項目がたくさん上げられていますけども、今、言ったみたいなのは、上げることはできないんですかね。何か意味合いが違うんですかね。

《議長》 事務局の方から何か。

《河川課》 確かに委員ご指摘のように、資料の方は治水効果を中心に書かせていただいているので、その他のいわゆるそういった地域振興等にあたる効果といたしますか、そういった部分については記載しておりませんが、それについても十分効果があるというふうに考えておりますので、その点についても記載をさせていただきたいと思っております。

《委員》 ふるさとの川として、地域の皆さん、それからもちろん、観光で来られる方もいるかもしれないけど、そこに住んでいる方たちが、本当に誇りの持てるようなそういう環境の場としてみんなで守っていったらいいのかなと思いました。

《議長》 はい、他に、この件に関してご意見ございましたら。よろしゅうございますか。

《議長》 それでは、ご意見もいただきまして、お話も伺ってみました。事業者が申しております対応方針案の、継続が妥当であると認めるということでよろしゅうございましょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい、ありがとうございます。では、本事業については、継続を妥当ということで決めさせていただきます。

---

【再評価】 7. 道路改築事業 国道213号 香々地～真玉バイパス (県事業)

---

《議長》 続けて、再評価対象事業です。道路改築事業 国道213号 香々地真玉バイパス、この件についてご説明をお願いいたします。

《道路建設課》 道路建設課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、道路改築事業 国道213号 香々地真玉バイパスについて説明いたします。3の4の6ページをお開きください。国道213号は、国東半島の海岸部を縦貫いたしまして、宇佐市、豊後高田市、国東市、杵築市、日出町を結ぶ幹線道路です。本事業であります香々地真玉バイパスは、豊後高田市の旧香々地町小池から旧真玉町の臼野で実施している延長2830mのバイパス事業です。平成13年度から事業を実施しており、地域高規格道路の候補路線となっております宇佐国見道路を担う路線になっております。現道は、曲線半径60m未満の急カーブが5箇所、縦断勾配が最大8%と線形も悪く、見通しの悪い区間では交通事故も発生しております。また、災害の危険性のある要対策箇所も1箇所確認しております。本事業でバイパスが整備されることによりまして、このような問題点の解決が図られ、交流の促進が期待されております。こちらが現道の状況ですが、大型車のはみ出して走行していたり、ちょっと写真からは分かりにくいんですが、右側の写真は、急な坂道を下ったところに急カーブがあるというような状況です。

全体計画でございます。全長は2830m、二本のトンネルがありまして、現道に問題点の多い旧真玉町側の1工区、2230mを優先して整備しているところです。この工区の用地買収は、面積ベースで96%の進捗をいただいております。標準断面でございます。3.25mの車道二車線と、3.5mの自転車歩行者道を配しました、全幅11.5mです。

事業計画の変更ですが、事業期間は当初平成13年度から平成22年度としていましたが、用地取得の難航から、平成22年度の再評価時に平成30年度まで事業期間を延伸させていただいております。今回の再評価では、依然難航している用地があることから、さらに事業期間を5年延伸しまして、平成35年に変更をお願いしております。延長、幅員、事業費については変更ございません。

事業期間延長の理由の用地交渉状況ですが、全体の用地取得率は72%で、一期工区につきましては、前回、再評価時に3件残件がありましたが、平成26年度末までに2件完了し残り1件となっております。残りの1件につきましても、契約に対して前向きになっておりますが、用地買収後でなければトンネル工事に着手できないことから、5年間の延長をお願いしたいと考えております。環境への配慮でございます。本事業の概算土量は、事業全体で6万100立方メートルの土の搬出となります。土

の搬出先につきましては、トンネル工事の着手時に、豊後高田土木管内を中心に公共工事に活用するように考えております。再評価基準は、事業評価後5年経過によるものです。事業効率として、費用便益費は1.1となり、残事業B/Cとしては1.6になっております。事業効果もあり、用地も時間を要しているものの進展していること、地元自治体からも引き続き要望をいただいているということから、事業を継続したいと考えております。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

《議長》 はい、ありがとうございます。ご説明いただきました事業につきましてのご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

《委員》 事業期間の延長が、やはりこちらも用地買収というか、用地の交渉に伴うものだというのと、ご事情をお聞きすると、ちょっと特異な例なのかなということも理解できます。この事業そのものの継続については異議はないんですけども、ただ、ご留意いただきたいと思うのは、まずですけども、こういった郊外部というか、かなり中山間地域も含めた、これから補修も含めて行われていく中で、このようなけっこう大規模な新設道路と言っているのか、ちょっとあれですけども、これだけの巨額をかけた事業を展開していくにあたって、人口減の部分もありますよね、周辺人口で、5年も延長すると。できてきて効果を発現して、このあと供用していくにあたって、どれだけその地域に人口が残っているのかということも考えると、少し懸念があると。そういった中でやはり、この事業期間のこともそうですけども、予算、事業期間が伸びたので経費もかさんでいると。プラス、B/Cも下がっている状況にあるんですけども、下がっている要因についてのご説明を今一度、用地買収以外のところであればお聞かせいただきたいのが一点。それに伴って、事業費が増えていると理解してよろしいですよ。用地補償費が増えている関係もあると思いますけども、それに伴って、何らかの経費削減処置というのを採ろうとされているのか。あるいは、その途中であるのか、そういったことをお聞かせください。

《道路建設課》 ご指摘いただいたように、一般的には人口減少等もあって、大規模な事業は減少している状況です。道路事業全体で見ますと、昔のようにバイパスをどんどん作っている状況ではなくなっていますので減っていると考えております。ただこの事業について言えば、国道でありますし、過年度の交通量調査から見ても、それほど交通量が減っている路線ではないので、5年延伸したからといって効果がなくなるような路線ではないと考えております。あとB/Cは、実はこれ下がってないんですけども、ご指摘のように、一般的には事業期間が延長すれば割引率の関係でB/Cが少し下がることになります。効果が発現するのが先送りされるっていうようなことがあるんですけども、この事業について言えば、交通量推計のテクニカルの問題で交通量が減っていないということがあったので、交通量を見直した結果、B/Cは下がっていないという状況であります。

それからコスト縮減、このあとの事業と違って、この事業は、今のところコストが増えていない状況なので検討していないというのが実状であります。そうは言いながら、事業費の縮減というのが考えられないかと言われるとそういう事業でもないと思っております。例えばですけれども、歩道の幅員が3.5mあるところを、トンネル部を3mにしてはだめなのかとか、2期工区のところはトンネルが並行しているので、現道のトンネルが歩道として使えるんじゃないかとか、そんなようなことが考えられると感じております。ただ、これは地元との調整にも関わってくることでありますので、そういう中で検討をしていくということかなと思っております。現時点では、まだ、工事をすぐ発注するとかいったような状況になっていないので、事業費は今後詰めていかないといけないという状況であろうと考えております。

《議長》 はい、ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

《委員》 3の4の5をお願いします。環境等への配慮と書いてある方で、残土処理の方は、先ほど表に作っていただいて、そして、その残ったものに関しては、活かすという話でしたですかね。管内の公共事業に活用していただいて、その上の方ですね。景観への配慮で、法面部は極力植生を行っていくというのは、法面の緑化のことだろうなと思うんですけども、やっぱりこれが自生種による復元なのか吹付なのかとか、そこらあたりをもう少し詳しくお聞きしたいなと思います。

《道路建設課》 まだ法面の詳細設計が決まっておりませんので、法面の吹付なのか何かというのは、今こちらでは回答できない状況です。

《委員》 今後の参考として、先ほどの、いわゆる自生種とか、少なくとも在来種を中心に、是非活用していただきたいなという。外来種は、その植生遷移で、やがて在来種になりますという手もあるんですけど、それは先ほど言いましたように、どこかで生き残る可能性が十分ありますので。わざわざ工事費を使うんですから、それは是非、生物多様性という観点から在来種を中心に配慮いただければというふうに思います。

《道路建設課》 はい、ありがとうございます。

《議長》 はい、ありがとうございます。他に、本件、香々地真玉バイパス、よろしゅうございますか。

(※委員会としての意見の確認は、次の案件のときに行った。)

---

【再評価】 8. 道路改築事業 国道212号 日田拡幅 (県事業)

---

《議長》 はい、それでは続いて、再評価対象事業で、道路改築事業 国道212号 日田拡幅のご説明をお願いいたします。

《道路建設課》 はい。それでは道路改築事業 国道212号 日田拡幅について説明させていただきます。お手元の3の5の6ページからでございます。本事業は、平成22年度に事業採択を受け、平成25年度に用地取得前の再評価を受けておりますが、今回大幅な事業費の増額が見込まれることとなったため、再評価を受けるものです。国道212号は中津市を起点とし、日田市を経て阿蘇市に至る幹線道路です。現在、中津日田地域高規格道路を整備しております、黒色は開通しているところ、紫色は事業中を表しておりますが、日田拡幅は、今年度事業化されました中津日田道路の日田山国道路と連続して日田市内を結ぶネットワークを形成するものでございます。

まず、現道の状況ですが、赤で旗揚げしている区間が今回の事業区間です。事業区間の左側の日田市側は四車線で整備が済んでおります。右側は日田山国道路で四車線化になる区間です。事業区間では、済生会日田病院や三和小学校、日田キャノンマテリアルに上がる交差点もでございます。朝夕の慢性的な渋滞や、歩道幅員が狭小な箇所があるなどの課題を抱えております。

このような課題を解決するために、日田拡幅が事業化されております。三和交差点から日の出第二交差点までの延長2,850mの現道拡幅事業です。幅員構成は、3m25cmの車道四車線と、両側に自転車歩行者道の3m50cmを整備する予定です。なお、ルートおよび幅員は、平成24年12月に都市計画決定されているところです。事業計画の変更についてですが、計画期間は前回の評価から2年延長し平成32年度までの10年間としています。計画延長、幅員構成は、前回評価時と変更ございません。用地補償費が17億円増加し、それに伴いまして事業費も17億円増え、約59億円となっております。

用地補償費の算定方法について説明させていただきます。前回の評価、新規事業評価の時でございますが、都市計画決定幅に基づきまして、図面上で補償対象となる建物を選定し、種類ごとに一律の概算単価で補償額の算定を行っております。それに対しまして、今回は実際に現地を測量した幅に基づき個別に建物調査を行い、それぞれの営業状況も踏まえて補償費を算出してしております。増額となりました用地補償費などの変更内容を、補償物件ごとに説明させていただきます。補償物件が店舗の①のケースです。お手元に別途配付しております参考資料の店舗①と記載した、上のスライドが実際の事例です。建物自体が道路計画幅の外側にあったために用地費のみを計上してはいましたが、実際、測量調査の結果、土地を買収することで駐車場がなくなり、

営業が困難となることが判明したため、建物の補償を行う必要が生じたケースです。このような案件が11件で、①のところですが、①のところですけれども約4億3千万円ほど増額になっております。次に、建物調査の結果、補償額が増額になった②のケースです。お手元の参考資料の店舗②と記載しました下のスライドが実際の事例です。このケースは、道路にかかりますA棟のみの算定でしたが、営業調査の結果、両店舗の一体的な利用が判明したために補償額が増額になったケースです。このように、調査後に増額になった店舗が15軒ありまして約3億2千万円増額となっており、店舗につきましては、①と②合わせまして約7億5千万円の増額となっております。次に石油施設・ガソリンスタンドにつきましては、概略の単価で算定しておりましたが、建物調査の結果、残地での営業は困難であると判断し、郊外再築となったケースであります。約2億1千万円の増額となっております。お手元の参考資料、1ページめくっていただきますと、石油施設と記載したスライドをご覧くださいですが、見ていただきますと、給油施設でありますD棟、E棟の再配置ができないという状況が分かると思います。申し訳ないですけど、スクリーンに戻っていただくと、アパート等につきましても個別の建物調査の結果、当初想定していた補償額よりも増額となったものが3軒あり、合わせて約1億円の増額となっております。それから恐縮ですけども、お手元の参考資料の倉庫、看板と記載したスライドの写真でございますが、現地調査の結果、看板等が83点増えたために、補償額が約2億2千万円ほど増額になっております。前のスクリーンでご説明させていただきますが、用地費につきましては、現地での詳細測量を行った結果、交差点の隅切り部の買収等によりまして買収面積が増えたことにより増額になっております。また、測量試験費につきましては、主に建物、工作物の調査件数が増えたことにより、建物調査費が増えたことということでございます。以上の理由により、合計17億円の増額となっております。

事業期間の延長ですが、当初は28年度までに用地買収を完了させる計画でしたが、補償物件が多くありまして、26年度末現在で約4割の取得となっております。引き続き用地取得に向け交渉を進めてまいります。残件も多く、用地交渉に時間を要しているため、期間を2年延長したいと考えております。

環境への配慮につきましては、地形変化が最も小さい現道拡幅を採用しております。また、県の環境配慮推進要綱に基づき調査をしたところ、ヤツメウナギ科のスナヤツメの生息が確認されました花月川の橋梁工事におきましては、環境に配慮した施工を行うこととしております。そして、本事業の概算土量ですが、事業全体で約2万2千立方メートルの土が搬出されることとなります。土の搬出先につきましては、日田土木管内の公共事業に活用することに努めたいと考えております。再評価基準は、大幅な事業費の増額によるものです。事業効率につきましては、費用便益費が1.9であり、十分に効果が見込まれます。地元の状況としましては、地域の同意がおおむね得られておりまして、本事業を継続することが妥当であると考えております。以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

《議長》 はい、ありがとうございます。国道212号、日田の拡幅の案件につきまして、説明をいただきました。何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

《委員》 事前にご説明いただいた時にもお話をしたんですけども、やはり、事業費の増額は、用地補償に対してこれだけ増額が生じたと。例えばですけども、店舗については、駐車場なども取られると営業困難になるっていうような事例っていうのはよくありがちだと思うんですね。それが、まず推定できなかったのかっていうのが、ちょっと、正直、逆に言うと、一般的には信じがたいというか、それを見越して積算した上で事業の最初の事業計画も含めて積算いただけるといいんじゃないかなというふうに、正直感じたんですが、そういった事情だったのかどうかっていうのを改めて確認したいのと、もう一点は、建築資材が想像以上に高かった。これもかなりの額なんですけど、写真も出していただいている、一般的な建築の構造というよりは、少しトラスを使ったりして、大型断面がいるような物件であるっていうのも外観からも想像はできると。それについても、その事前のフィールドで調査しておけば、分からないことはないんじゃないかと。もちろん、建築系みたいな方もおられるでしょうから、ここまでの増額になるとはともかくとして、いずれにしましても全体で見ると、最初の算出根拠があまりに甘かったんじゃないかなという気が、すみません、してしまうんですね。この点についてどのように、今、お考えになられているのか、あるいは改善策があるのかっていうことをお聞かせいただけますでしょうか。

《議長》 はい。誰かお願いします。

《道路建設課》 改善策についてはのちほどご説明させていただきます。〇〇委員のおっしゃるとおりで、最初の見積もりが甘かったのではないかと大変反省しております。今後はこれを改善していかなければいけないんですけど、こういった店舗の場合、前に12台の駐車場のスペースがございしますが、この駐車場のところがちょうど起業地として必要になり、実際、12台が常に止まっているのか、それとも12台分なくても営業できるのか、それともこの店舗は後ろに曳けるのかというようなことは、やはり店舗に入って、営業を実際に調査をしてみないと、駐車場の稼働率でありますとか、それぞれのお店にもよるんですね。例えば銀行であれば、この場で仮に営業しながら店舗を動かすとなると非常にお金がかかるので、構外再築の方が有利になったりとかいろんなケースがあるので、やはりどうしても、実際に営業補償を含めた調査をしてみないとなかなか分からないところではあります。

《議長》 よろしいですか。

《委員》 建築資材の件は。

《道路建設課》 建築資材の話は次の県道事業の案件だと思いますので。

《委員》 間違いました。すいません。

《道路建設課》 その時に説明したいと思いますが、合わせて、今後の対策という意味では、両方とも関わってくると思いますので。

まず、ご指摘のように、概略の設計の段階、いわゆる事業化する段階で補償費をもう少し丁寧に算定できるのではないかという点であろうと思います。今やっているのは地図上で線を引いて、かかるかどうか、建物が何軒かかるか。それが住宅なのか店舗なのか集合住宅なのか事務所なのかといったように類型化して、住宅だったら2千万とか、ガソリンスタンドだったら8千万円とか決めて、一律算出しているというのが実状でありますので、そういうことではちょっとさすがに乱暴だろうということで、ちゃんと専門の業者に委託をして、設計コンサルタントではなくて補償コンサルタントの部門を持ってるところに委託して補償費を算出するということができるのではないかと考えております。ただ、一方で、さっき言った営業の状況の調査だとか、建物の中に入って、この建築資材は高級だねとかいったようなことまで見るというのはできないと考えておりますので、外観調査で少し精度を上げるということが限界であろうと考えております。今までこういった内容については、事業化と設計をする担当部署のみでやっていたんですけども、やはり用地補償等に携わる部署ともこんなもんかなという感覚をすりあわせておくことで、だいぶ改善できる部分もあるんじゃないかと思っておりますので、事業評価の前までに、その用地課で補償費の妥当性についてチェックをするということが重要ではないかと考えております。また、実際に事業化する前に現地を見るというのが、もちろん設計の担当部署は行って歩いて見るんですけども、これは補償対象だね、これは物件としてチェックしておかないといけないという用地補償の目でそれを見るということをしていないという実状がありますので、全くしてないという訳ではなくて、することになっていないのでしてない例があるということだと思いますけれども、新規事業化の前に、こういう町中で補償費が大きいような事業については、事務所の用地担当の職員と設計担当の職員がちゃんと現地を見るということが対策の一つであろうと考えております。それから、今回の案件で重要だったのは、店舗や事務所等についてでありますけれども、駐車場のみがかかる場合、あるいは店舗が一部だけかかった場合に切り取れるだろうと、切り取りで補償すればいいというふうに、安易に、今まではしていたわけですけども、そうではなくて、構外再築になる可能性があるのかどうかということを見極める必要があるだろうと考えておりますので、店舗で駐車場だけがかかるとか、店舗で一部だけがかかるからというものがある場合は、用地の専門職員、用地のベテランみたいな人にしっかり見てもらって、この単価はこのぐらいでいいかねと、大丈夫かねということ相談しましょうということをしていこうと考えております。以上、三点、大き

く言えば、補償コンサルタントでしっかり見てもらう。それから、現地に用地担当の職員が行って見る。それから、一部のみがかかるというものについては、用地のベテランが補償の妥当性についてチェックをしていくと、こういった対策を今後ルール化して、用地補償費がかなりの部分を占めるような事業だとか、用地補償が大きく影響するような事業化に際しては、ルール化していこうと考えているところであります。

《議長》 他にご意見、ご質問ございましたら。それでは、ご説明いただきました再評価対象事業、道路改築事業 国道212号 日田拡幅、事業者が申しております対応方針案の継続が妥当であると認めていただくということでよろしゅうございましょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい、ありがとうございました。では、本事業については、継続が妥当ということで決めさせていただきます。

《議長》 今の議案の前の議案(国道213号 香々地～真玉バイパス)。すいません、私が議長で、最後の事業継続の確認を忘れておりました。よろしゅうございますか。

(一同異議なしの声)

《議長》 すいません。では、再評価で事業継続を妥当ということでさせていただきます。ありがとうございました。失礼しました。

---

【再評価】9. 道路改築事業 中津高田線 今津工区 (県事業)

---

《議長》 では、最後の議案であります再評価対象事業で、道路改築事業 中津高田線 今津工区につきまして、説明をお願いいたします。

《道路建設課》 それでは道路改築事業 主要地方道中津高田線 今津工区について説明いたします。本事業につきましては、平成25年度に用地着手するために事業再評価を受けておりましたが、大幅な事業費の増加が予想されることから、今回、再評価を受けさせていただきます。こちらは位置図です。主要地方道中津高田線は、中津市を起点として宇佐市を経て、豊後高田市に至る幹線道路です。現況の交通量としては、1日当たり約1万台から1万6千台が通行しており、交通センサスの交通量調査におきましても、平成17年から22年の間、増加傾向にあります。今回の再評価簡

所である今津工区は、図面の赤色で示しておりますけれども、宇佐市境に近い区間でございます。今津工区の計画平面図です。前回評価時と変更はありませんが、計画延長600m、四車線道路で両側歩道を付けておりまして、車道幅員が14m、全幅が25から40mの計画でございます。沿線の状況です。本路線の沿線に位置します中津市の臨海部ではダイハツ九州等の多くの企業が立地し、豊後高田市の大分北部中核工業団地などと連携して産業活動が行われています。緑色で囲っている企業は自動車関連の企業であり、水色の下線はダイハツ九州への物流ルートとなっております。今回の再評価箇所もそのルートの一部となっております。また、ダイハツ関連以外の企業も多く進出しており、物流、従業員の通勤等により、通勤時間には交通混雑が生じています。現状の問題点ですが、これも前回評価時と変化ありません。現道は対面二車線で歩道がなく、交通容量が不足しており、起終点の交差点では右折レーンの未整備によるため、朝夕で約300mの渋滞が発生しております。また、橋梁部の車道幅員が狭いことにより大型車同士の離合時の側方余裕が不足しております。また、過去9年間、平成16年から24年においてですけれども、26件の死傷事故が発生しております。現道の状況の写真ですが、左上では橋梁上の大型車同士の円滑な通行が支障となっていたり、左側の写真のように歩道が未整備のため歩行者が路肩を通行していたり、また、下の写真は橋梁で歩道幅員が狭いため通行が危険な状況となっております。事業の目的、必要性ですが、前回評価時と大きく変更ありません。先ほど述べた問題点の解消が期待されます。全体事業概要ですが、事業期間、計画延長、幅員とも変更はありません。全体事業費が約14億5千万円から約23億円と約8.5億円増額しております。この要因といたしましては、橋梁工および用地補償費の増によるものです。橋梁工の変更内容について説明します。前回の評価時の概略設計時には地質調査を行っていなかったため、支持層を既設の橋梁の支持層を参考にして、床堀高を約7mと想定して、土留工は行わず床堀をしたのち大型土嚢で両面保護をするだけの計画としていましたが、詳細設計時に地質調査を行い支持層が明確となったことから床堀高が約10mとなり、河川の通水断面を確保することやヤード盛土上の作業スペースを確保すること等を考慮した結果、概略設計の工法が採用できなくなったため土留工の工費が約2億円増加しております。特に矢板工については、地盤の最大N値が180以上であったため硬質地盤クリア工法を採用しており、一般的な工法に比べて工費が高価になっております。また、支持層が変更になったことで、躯体の根入れが深くなり、橋脚の高さが評価時よりも約2.7m高くなっており幅も大きくなったため、橋脚三基で工事費が約0.9億円増加しております。次に用地補償費の変更内容ですが、大幅な増額があったのは3件でございます。まず1件目の補償物件、①になりますが、建物調査の結果、建築資材や設備が高価であることが判明したため増額となっております。お手元の参考資料の方に補償物件の①から③の写真も配布しておりますので併せてご覧ください。2件目の補償物件②になりますが、移転工法の検討の結果、建物自体は起業地の外側にありますが、営業形態が敷地を無駄なく利用しており、構内の移転では従前の機能回復を行うことができないため、郊外再築による

補償が必要となり増額となっております。3件目ですが、当初起業地内にある倉庫を補償物件として補償費を計上しておりましたが、建物調査の結果、倉庫、店舗および住宅を一体として利用しており、従前の機能回復を行うため店舗および住宅を含め補償することとなり増額となりました。この3件の他に建物補償の結果、12件中10件が増額となっており、補償費全体で約5億円の増加となっております。また、土地の算定に伴う単価見直しによる増で用地費が0.2億円増加となっており、用地補償費全体で5.2億円の増加となっております。環境への配慮ですが、これについても前回評価時と変更はございません。以上、大幅な増額はありますが、課題もあり効果も大きいと考えております。地元の協力体制は得られておりまして、進捗状況は平成26年度末で用地取得比率45%、事業進捗率が31%で、現地では橋梁の橋脚2基がすでに完成しております。費用便益費についてですが、当初B/Cは1.5でしたが、事業費の増によりB/Cが1.0、残事業B/Cが1.6となっております。以上のことから、事業を継続することが適切と考えております。説明は以上です。審議のほどをよろしく申し上げます。

《議長》 はい、ありがとうございました。中津高田線今津工区の件でご説明を受けました。何かご質問、ご意見、ございましたらお願いします。

《委員》 3の6の9の整備による対策の効果のところ、交通混雑の緩和による自動車関連企業への産業活動の支援と、こうありますけど、記述の仕方なんですけど、こういうふうに個別に書くとちょっと問題があるのではと指摘をどなたか委員さんが言われたことがあったように記憶しています。ですから、記述の仕方なんですけど地場関連企業とかなんとかそういうふうにされた方がいいのではないかなと個人的な感想です。

《議長》 今のご意見、何かお考えがありましたら。

《道路建設課》 はい。県北に自動車産業が集積していて県北が自動車産業で持っているというのは周知の事実なので、この程度であれば問題ないのかなと考えます。ダイハツを支援すると書いてあったらちょっとやりすぎかなというような認識でいます。

《委員》 自動車と銘打っているのでもなたでもすぐそこに結びつくような気がするんですよ。地元の者なんかはね。そんな思いでちょっと感想です。

《道路建設課》 確かにご指摘のとおり、自動車産業だけに寄与するものではないので、産業活動への寄与ということで十分だと思いますので、資料からは、自動車産業だけというようなことが読み取れる部分については修正します。

《議長》 はい、ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございましたら。

《委員》 3の6の5のところ、また、環境等への配慮で。これは、表現上のことかもしれませんが、残土処理の方ですね。ここでは8千立米と書いてあって、パワーポイントの方は3千立米、単純な違いなのか、ひょっとしてなにか意味があるのか、そのあたりのことを教えてください。

《道路建設課》 説明しましたパワーポイントの方の3千立米の方が正しくて、こちらの方が間違ってますので修正させていただきます。

《議長》 はい。よろしいですか。次に進んでよろしいですか。

《委員》 先ほどはすいません、私が失礼しました。間違えておりました、今が中津高田線で、先ほど私が指摘した件についてのご対策は課長の方からご説明があったのでそのような対策をしていただければいいかなと思います。この事業については、特に、東九州自動車道もそうですし中津日田道路もそうですが、国の港湾の直轄事業等々も進んでいる中で、道路整備も含めてですね接続するということで、この事業単体だけではなくて周辺の事業と組み合わせるかたちで効果の発現が見込める事業であるということがよく理解できますので、そういったかたちで進めていただければいいなというふうに思っています。その上で、一点、先ほど用地のところでのこの運送会社の件も先ほどの対策で改善できると思うんですけども、運送会社、駐車場がなくなったら経営できなくなるのは当たり前ですので、そういったことも今後は是非ご検討いただきたいというのと、別のお話ですが、3と6の5のところ、これも平成23年度に事業化してますかね。先ほどの212号線と同様なんですが、ここについては景観への配慮の欄に、「走行性の向上と十分な歩行空間の確保により、現道、沿道の生活環境が向上」と。これは景観への配慮なんですかね。本当は事業化されるときに気づかなきゃいけなかったんでしょうけど、212号線については、日田には沿道に関する景観計画の中でうたわれてるのがありますので是非ご参照くださいって伝えた記憶が私もあるんですが、中津はないという理解をしてよろしいですか。だから質問が二点ありますね。一つは、この記述が景観への配慮なんですかという確認が一点です。

《道路建設課》 ご指摘のとおり一個上の行の住環境に書くべき内容です。

《委員》 もう一点は、中津は景観に関する、その主要幹線道路とか、沿道への景観への形成基準みたいな方針みたいなものはないと理解していいんですかね。

《道路建設課》 ガードレール等ですね、茶色着色のものを使用します。

《委員》 なるほど。そういったことをここに、本来は書いておくといいてことですよね。事業が同じ23年度なので、同時に見てると、たまたま私いなかったか記憶がないんですが。そういったかたちに本来はなっておくべきかなと思います。

《道路建設課》 修正しておきます。

《議長》 はい、他にご意見、ご質問、ございましたら。

(一同なしの声)

《議長》 それでは、ご意見も出そろったようでございますので、事業者が申しておきます対応方針等の継続が妥当であると認めるということによろしいですか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい、ありがとうございます。では、本事業につきましては、継続が妥当であるというふうに認めます。では、これからとりまとめを行うということになりますので、ちょっと時間をください。

《議長》 では、先にとりまとめを行いたいと思います。本日の評価結果について再確認します。お手元の資料の1の1の1ページですかね。対象事業総括表ですね。これをご覧ください。再評価対象事業6件について、継続を妥当といたします。それから、事後評価対象事業3件につきましては、評価の完了を妥当といたします。以上、知事に答申したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(一同異議なしの声)

《議長》 はい。それでは、ただ今の内容で知事に答申いたします。なお、知事への答申は、8月17日に、私と〇〇副委員長様で行う予定にしておりますのでよろしくお願いいたします。

---

【報告】離島港湾環境整備事業 佐伯港 大入島東地区

---

《議長》次に、附帯意見につきましてのご報告をお願いいたします。

《港湾課》 大分県の港湾課でございます。よろしく願いいたします。それでは、佐伯港大入島東地区 離島港湾環境整備事業について説明をいたします。ページは、4の1の1からになります。この事業は、平成23年の大分県事業評価監視委員会の中で休止の答申をいただきましたが、附帯意見として、今後の方針の検討状況を委員会で毎年報告することとなっておりますので現在の状況についてご説明いたします。こちらは事業箇所の位置図を示しております、佐伯市の大入島での事業となります。こちらは大入島の航空写真となりますけれども、この赤い部分、大入島小学校前面の海域を土砂で埋め立てる事業でございます。次に事業概要でございます。こちらが今回ご報告いたします埋め立てを行うとする箇所でございます。この事業で埋め立てに使われる土砂は、佐伯港の女島地区で国が実施しております水深14m岸壁整備事業から発生する航路泊地の浚渫土砂8万立米、それと、佐伯市管内の道路事業等から発生する公共陸上残土65万立米の合わせて73万立米でございます。これらの土砂を受け入れるために、海中にこのように囲うように護岸を整備するものでございます。事業費は47億円、護岸延長は600m、事業実施期間は平成9年度から平成25年度を予定しておりました。しかし、国が実施する水深14m岸壁の整備に伴いまして、航路、泊地、つまり船の通り道と船がUターンを行う場所の深さの確保をするために、この緑とオレンジ色の範囲の浚渫を行うのですが、本事業の当初計画では、この浚渫土砂のすべてを大入島の方へ、埋め立て地へ搬入することとしておりました。しかし、この水深14m岸壁は、平成25年度供用開始を目標としている中では、この大入島埋め立て護岸の整備ができない状況となったことから、この緑で表示しておりますように、岸壁の供用開始に最低限必要な部分の浚渫土砂14万立米、こちらは岸壁の背後の埠頭用地への埋め立て材として利用することとしまして、このオレンジ色で表示しております残りの浚渫土砂8万立米を大入島の方へ処分する計画に変更しております。この他に佐伯地区管内の道路事業等から発生する陸上残土65万立米を大入島埋め立て地で処分する計画としております。続きまして、これまでの事業の主な経緯でございますけれども、平成5年8月に佐伯港の港湾計画が改定されまして、大入島埋め立て護岸が計画されました。そして平成9年に事業採択。間に事業評価監視委員会を挟みまして、平成15年1月に公有水面埋め立て免許を取得いたしました。同年11月と平成17年の1月に現地着手を行いました。一部地元の方の激しい妨害行動を受けまして、やむなく工事を中断しております。その後、平成18年の大分県事業監視委員会の中で継続の答申をいただきましたが、反対派の住民の方の本事業に対する理解と同意は得られておりませんので着工できない状況が続いておりました。このような状況の中で先ほどご説明いたしましたように、水深14m岸壁の浚渫範囲を縮小いたしました。岸壁の背後の埋め立てに浚渫土砂を流用することで、岸壁整備に一定の

目途がついたこともあり、一旦休止をして状況を見るということで、平成23年の事業評価監視委員会に事業休止をお諮りをいたしまして、休止が妥当との答申をいただきました。平成23年度の休止時に今後の方針といたしまして、今後、佐伯港の船舶の運航状況を鑑み、浚渫の必要性や陸上残土の処分方法等の検討状況を勘案しながら判断としておりまして、課題といたしまして、浚渫土砂については、より航行しやすくするためには、さらに浚渫8万立米が必要である。次に、陸上残土についても今後発生が見込まれる。処分方法等については、今後さらに時間をかけて検討を行うということでございまして、現状といたしましては、この課題を引き続き検討をしております状況でございます。しかしながら現在は、水深14m岸壁が完成いたしまして、供用開始されておりますので、岸壁の利用状況等についてご説明を申し上げます。まず、水深14m岸壁の位置づけについてご説明いたします。当岸壁は、九州東岸では、バルク貨物を取り扱うことのできる最大水深の公共バースとなります。世界の船舶は、ますます大型化が進んでおりまして、大型船舶の入港が可能となることで、海上輸送コストが大幅に削減できるようになります。その優位性を生かした地場産業の競争力強化と新たな産業の立地促進など、地域経済の発展が大いに期待されているところでございます。水深14m岸壁につきましては、平成26年3月に供用が開始されました。供用開始後、同年の5月2日に原木を荷下ろしするために、3万トン級の船舶が着岸いたしました。この船の着岸、離岸の状況を現地で確認いたしましたが、特に問題は生じませんでした。また、平成27年の1月にも3万トン級の利用がございました。これまでの岸壁の利用実績といたしましては、利用船舶が41隻、そのうち貨物が17隻、祭や訓練等で24隻となっております。主に輸出で利用をいただいております。取り扱い貨物は原木、製材でございまして、中国への輸出が約8割を占めております。今後も引き続きまして5万トン級の船舶の利用状況等を確認いたしまして、残り8万立米の浚渫の必要性を確認していきたいと考えております。続きまして、もう一つの課題でございます、佐伯管内の公共陸上残土の状況でございます。まず、発生予定土量でございますが、平成27年度以降は、道路事業、河川事業を合わせて約46万立米が見込まれています。これに対しまして、受け入れの調整が完了した土量は14万立米となっております。今後、さらに検討が必要な土量は、32万立米となっております。処分地の検討状況ですが、候補地を32箇所、選定いたしまして、処理中、または処理完了が8箇所、検討中が7箇所となっております。これまでの処分地確保の取組の進捗状況でございますけれども、国県市が一体となりまして残土調整チームを結成いたしまして検討を続けておりまして、検討が必要な土量は着実に減少しております。新たな残土処分地を確保するために地元の了解など、条件クリアには苦慮しておりますけれども、残土処理ができないことによって必要な事業がストップすることがないように、引き続き、調整に努力をしまいたいと考えております。以上で、大入島埋め立て事業の検討状況について説明を終わらせていただきます。

《議長》 はい、ありがとうございます。以上、ご説明をいただきました。ご報告をいただきました。ご意見等、ございましたらお願いいたします。

《委員》 二つあるんですけど、まず、14m岸壁の利用状況で、一応、自分で理解を確認なんですけど、3万トン級が2回で特に問題はなかった。

《港湾課》 はい。

《委員》 今後も引き続き5万トン級の船舶が利用した場合は確認したいと思いますが、ということですが、実際、そういうのが来る可能性は大いにあるんでしょうか。その件が一点です。

《港湾課》 当岸壁の強みといたしまして、5万トン級、水深14m。5万トン級が利用できるというのが強みでございまして、こちらにつきましては、現状、まだ利用はないんですが、利用していただけるように、また、営業セールスをしていながら利用を待ちたいというふうに考えておりまして、その5万トン級が問題なく利用ができればよいというふうに考えております。

《委員》 一応、予測では5万トンぐらいまでは大丈夫だろうという前提で考えてらっしゃるということですよ。

《港湾課》 はい。標準的な浚渫で最低限と申しましても、標準的な浚渫範囲が確保できてますので。

《委員》 もうすでにやっていますので、回りながら、工夫すればできるだろうという予測ということですね。

《港湾課》 基本的には安全に回れるというふうには考えております。

《委員》 なるほど。2点目なんですけど、まず1点目、ありがとうございます。残土調整会議、これ、しんどいだろうなというような、正直、今、担当されてる方は、もう、本当に頭が下がる思いなんですけど、これ、きっと、やっぱり県南の方だとトンネルが多いとか、リアス式があってトンネル。当然、切土が多い。結果的に、それで埋めればいけないという、簡単に言うと、そういう流れが20年30年前ぐらいから近くに至るまであったわけですよ。今その、簡単に言うとおつりが来ちゃってて、それを今、苦勞されてるんだらうと思います。是非、この調整会議ってのが将来の、要は何が言いたいかって、大分県内のその残土とか、残土だけどこに運ぶかという運土計画と言うか、運土計画調整会議みたいなもので、つまり、実際

に残土が出過ぎるようなことだったらやっちゃいけないというかたちになると思うんですね、もう、近い将来。それは生物多様性一つ取っても、もうマイナスになるわけだから、それを公共工事として2020年までに日本政府が世界に約束してるのが守られればという前提はあるんですけど、それは補助金対象の事業も含めて廃止するというふうに愛知目標の20の個別目標の3に明記してるわけですよ。だからある意味、この会議は苦しいけどすごく、将来の大分の環境とか、その環境に配慮した経済対策の、非常に要とか、工事の要になるんで大いに期待はしております。同時に、今回は内部報告ですけどオープンにするのは来年でしたっけ。

《港湾課》 来年です。

《委員》 だからここは、例えば、今、4の1の5の表ですけど、検討中の土量がだんだん減ってきたという感じは、それだけ努力された結果なんですけど、でも、5、4、3まで来てるんですけど、今の努力だと来年だと2ぐらいですよ。それをなんとかもうゼロに近いじゃないかと。これは将来的に休止ですから、まだ、かたちの上では、どちらかは利用状況で見ますということでありまして、当然、危機管理として、廃止になったときにはこの残土が計画的に埋めれるという部分で、是非。大変だという前提はよく分かるんですけど、本当に処理の検討というのをしていただければと思います。

《議長》 ありがとうございます。

《委員》 そういうことでがんばってください。時間がないですけども。

《議長》 ありがとうございます。他にご意見等、ございましたら。

《委員》 5万トン級の大型船舶の入港が可能となり、なんですが、4万トン級以上の船が急増ってなってますので、5万トンではなく、もうちょっと大型化するとか、そういったことは考えられないんでしょうか。

《港湾課》 そうですね。おっしゃるとおり、4万トン级以上というところなので、5万トン級を超えて、さらに大きい船というのはどんどん出てくる可能性はあるのかなと思っておるんですけども、今のところ14岸というのは、九州でもそこまで多くない水深ということで、かなり強みを持ったものではないのかなと思っております。大型化は、おそらく、今後はどんどん、5万トン以上っていうことでも続くことは考えられると思います。

《委員》 利用状況が大きくなればなるほど、やっぱり大型化になっていくかと思う

んですね。だからやっぱりそれに対応できるような、そういった設備も必要になってくるのかなと思います。

《港湾課》 はい。ありがとうございます。そこらへん、また、実際にニーズなり、大型船舶の状況を見ながら考えていきたいと思ひますし、必要なものを作っていくとは考えています。

《議長》 はい、どうぞ。

《委員》 最後の平成23年11月は、私もおりましたけども、休止が妥当ということでこちらの監視委員会の方でやっていくということでした。もう一つ、この事業が事業化される前には、もちろん、佐伯管内の周辺の道路事業ということで、東九州自動車道をはじめとしていろんなことが想定されている中で、今、旧県道というか湾岸沿いの環境が、越波をよくするところの環境改善とかも、今進んでいるところだとは思ひんですが、このあとは、今までのような極端な残土というのが出てくることというのは、まず、少なくなっていく傾向にあるってということと、今、〇〇委員の意見も含めて、もう、23年からすでに5年が経とうとしておりますので、改めて休止なのか廃止なのかっていうことの検討も保留しておくばかりではなくて、検討をはじめなければいけない時期かなというふうには思ひておりますので、改めてご検討いただければと思います。

《港湾課》 ご指摘のように、まさに今年、検討の年ということで、今までも大入島の捨て場所に頼らなくてもよくなるように残土処理の検討を続けてまいりました。委員様のご指摘のように、残土処理場の確保だけではなくて、事業そのものからの残土が出ないようにとか、そういった多面的な検討も続けながら、検討を引き続き努力していきたいと思ひます。ありがとうございます。

《議長》 はい。他にございましたら。

《委員》 ちょっと、国の港湾整備の事業と、それから何か難しいところが県に押しつけられたような印象を私は持っているんですね。要するに、5万トン級の接岸の港というか、作るのは国がつくって、残土処理については県でやれよというふうな仕組みというか、そういうふうになってて、しかも我々の方は、県はこの佐伯港の活用について努力しているのかとかいうふうな言い方をしてしまってますね。非常に、申し訳ないわけじゃない、もう、管理については県の方が受けてるんでしょうけども、土木屋の皆さんに、私も土木の人間だから同情するんですけども、ポートセールスはどうなってるんだとか、そういう話ばかりやって、〇〇委員もこの前、佐伯港の大分県のスタンスというか、佐伯港をどうしようかという方向がはっきりしないと、こ

の問題は解決しないよねというふうな話をおっしゃってたんですけども、私もまったく同感で、難しいことだけこの土木のところに預けられて、ちょっと、話題の方は非常にワールドワイドな話を持って来られても非常に困るわけなので、私としては、やっぱりもう、今、もう14m岸壁、マイナス14mの5万トン級の1バースできたんで、そこを活用するには、県は努力しますというスタンスにしてしまって、あとの残土処理については、今、〇〇委員もおっしゃったように、今後、そんなに残土は出てくる見込みがないのであるんだから、もうちょっと問題を整理して、この際、いつまでもここの方が難しい問題をかかえていくよとおっしゃれば、それは別なんだけど、それに対する、この前も説明会の時にご答弁があったように、今、予算ゼロ要求ということで休止というような状態がずっと続いているというのは、本当に私もいかなものかというふうに思っておりますので、ぜひ、善処してくださいという言い方はおかしいんだけど、早く重荷を取り去っていけるように、なんとかいい方法、打開していただきたいというのが、私の率直な要望であります。ご苦労様ですとしか言いようがないですけど、歴代、港湾の関係の方は、もう、ずっとご苦労されてきて、ここに来られるのも、あんまり晴れ晴れとした気持ちでは出てこられてないのでご同情いたしますけども、是非、この次は何かいい結論をですね。いいというのは分かりませんが、ご期待しております。ご苦労様です。

《議長》 ありがとうございます。他に、大入島東地区の状況のご報告につきまして、ご意見、ございましたら。よろしゅうございますか。

(一同よしの声)

《議長》 それでは、準備いたしました本日の議案、すべて審議、終わらせていただきます。活発なご意見を賜りました。本当にありがとうございます。長時間、お疲れでございました。つたない議長で、ご迷惑かけました。ご協力、ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

---

## 【その他】

---

《委員》 一点だけ。事業評価全体に対してお願いと言うか、確認と言うか、よろしいでしょうか。

今日、たまたま重なって当初の計画事業予算から大幅な増大の事業が多かったということと、それらがいろんな理由でした。例えばダムについては、地質の状況であったりとか、例えば道路は補償金の。これはちょっと説明の側の方もおっしゃってましたけど、当初が見込みが甘かったってこともおっしゃってました。そういったものも

そうですし、事業期間のこともそうだと思います。河川についてもですね。そういった細かいいろいろなことがいろいろな理由で事業費が増大の傾向にある。当初読めなかったということであれば、極端な話、減る事業があっても、本来おかしくないの、すべてが増大傾向にあるっていうのはやはり我々が認識しておかなくてはいけないことじゃないかな。いつも仕方がないですね、そうですねって、事情はよく、もちろん分かるんです。皆さんもできるだけタイトに収める中でやってくださってるというのは分かるんですけども、これから本当に財政状況が厳しくなるっていうことが一つ。もう一つ道路のところでもお伝えしましたけれども、私自身は、人が一人住んでいればそこには都市計画ならびに地域計画が必要であるというスタンスに立つ立場ではありますが、40年先、50年先、40年先ぐらいまでの利益、便益をおそらく積算されると思うんですけども、そういったものも含めて考えていったときに、こういった増大傾向というのは改めて見直す必要があるんじゃないかというふうに思います。増大の傾向にあるということは、極端な話、事業評価は10億以上のものしかかからないんですけども、事業継続の中でかからざるを得なくなるような事業が、本来、生きている可能性もゼロじゃないなっていう疑念をいだかざるを得ないというような状況にあると思います。ですので、道路に限らず他の事業でも、なぜ増大したのかそれぞれ理由があると思うんですね。地盤のことは、技術的にやはり難しい面もあると思います。けれども、例えば事業期間のことであるとか改善できることとか、道路課の方はご提案いただきましたが、そういったことがあると思うので、改めてなぜ事業が増大したのか、これまでの項目の額も含めて理由と要因分析いただいて対策を改めてご検討いただくということをぜひともお願いしたいと思います。対策をご検討いただいた上で増額する場合、やむを得ない場合、あると思います。そういう場合には、是非、既存の事業費、当初計画の事業費の中から幾らでも削減するという姿勢をお示しいただくことは、県民に対して公共事業の必要性っていうものを胸を張ってお伝えすることにもつながるんじゃないかなと思いますので、ちょっと大変なことをお願いしてまいりますけれども、各課の皆さんにそのようなご指導をいただければなというふうに今日感じました。

《事務局》 再評価対象事業の整理の中で、大幅な事業費の増が対象になっているということで、減額の部分は出てこないところも若干あるのはあります。入札残とか、当初計画に比べてコストが安くすむという事業もあります。そういうのも全部含めて、全体がどうなっているかっていう話は、当然申し上げるべきかとは思うんですけども、通年を考えますと、土木の事業予算というのは限られた予算の中で動いているわけでごさいますして、その中で事業がないからといって遅らせるということは我々も考えておりませんし、今おっしゃってた内容はよく分かりますので、増額する理由はしっかりご説明申し上げたいと思います。ありがたいご意見としてお伺いして、県民に広くお知らせできるようにしていきたいと思います。

《委員》 県のこの事業評価のチェックシートも含めておそらく他の都道府県に誇れると言ったら変ですけど、自慢できる、むしろノウハウが提供できるぐらいかなり整理いただいているチェックシートだっていうふうに理解をしています。ですので、是非、私も国の事業評価も見ていて、やっぱり国もそうなんです。でも、もつともつと厳しいんですね。県はですね。だからそこをタイトにしていって、逆にお手本になっていただけるとありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

《事務局》 ありがとうございます。事業担当部署に事業評価監視委員会の事務局としてもしっかりと指導してまいりますのでよろしくお願いいたします。大変ありがとうございました。

---

閉会

---

《事務局》 それでは最後に事業執行側の土木建築部の田原審議監からご挨拶申し上げます。

《田原審議監》 午前中失礼しまして午後から参加させていただいておりますけども、お礼を述べさせて頂きたいと思います。本日は早朝から委員の皆様方には、長時間にわたりましてご審議をいただきましてありがとうございます。お疲れさまでございました。また、先ほどお話しがありましたけれども、8月17日、委員長様と副委員長様、大変恐縮ではありますけれども、引き続き、答申の方をよろしく願いしたいと思います。今日いただきましたそれぞれのご意見、例えば道路法面のこと、植栽の話、それから今も議論になりましたけれども、事業費の話ですね。実は我々も今回の事業費の増はどうやればいいのかというのは議論させていただいてまして、特に道路が、やはり、道路沿線にたくさん家があるということで、すごいそのへんが改善するべきところが多いのではないかなということで、今、議論させていただいておりますし、しっかりと今、それぞれの事務所の方にもそういう指導を既にさせていただいてるところでございます。できるだけしっかりとした評価をさせていただきたいと思いますし、10億円未満の事業につきましても同じようにしっかりとやっていくということで、今、取り組みも始めたところでございますので、引き続きご指導いただければと思っております。また、暑い日が続いておりますので、委員の皆様にはご自愛の程をお願いしたいと思っております。それではこれで第37回の大分県事業評価監視委員会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【議事録署名】

議事録署名年月日 平成 28 年 8 月 24 日 (A)

議事録署名委員

安部 良子



議事録署名委員

杉浦 嘉雄

